

アルジャノン・シドニーの政治思想

—自由・権利・徳—

なか　がみ　ゆ　み　こ
中　神　由美子

目 次

序	148
第一章 シドニーにおける政治社会の構成	149
第一節 フィルマー『パトリアーカ』の公刊	149
——「神」、「自然」シンボルを巡る争奪戦の開始——	149
第二節 「自由」、そして「同意」による政治社会の構成	153
——「神」、「自然」シンボルを巡る争奪戦の展開——	153
第二章 シドニーにおける政治社会の統治及びその動態	156
第一節 「自由」、そして「徳」による政治社会の運営	156
第二節 「コモンズ」への「貴族」の吸収、そして征服	160
第三節 「変化」、「騒乱」、そして国制の「変革」へ	165
結語	169
註	169

序

(1) 研究史

政治思想史の研究史上、アルジャノン・シドニーの名及びその思想は、近年まで、必ずしもよく知られてきたわけではない。グーチ⁽¹⁾、セイバイン⁽²⁾が、それぞれの概説書において、シドニーについて少しく言及しているとはいえ、彼の主著『統治に関する論考Discourses Concerning Government』(以下『統治論』と呼ぶ⁽³⁾)は、1805年を最後として、長らく印刷に付されてこなかったことにも、このことは現われている。しかしながら、ほぼ二世紀近くを経て、この書は、漸く1968年以降、次々と再印刷されるようになってきた⁽⁴⁾。さらに、シドニー個人の著作及び生涯についての研究書が、1988年から1991年のわずか4年間で、4冊⁽⁵⁾矢継ぎ早に公刊されるに至っている。

こうした、最近の、シドニーに対する急激な関心の高まりの背景には、英米の歴史及び政治思想史学界における、‘civic humanism’に関する研究を含めた「共和主義的修正学派(主義) republican revisionism」と呼ばれる研究潮流⁽⁶⁾の隆盛が存在している。この潮流は、主として、フィンク⁽⁷⁾の先駆的研究に始まり、特に、ロビンズ⁽⁸⁾、ベイリン⁽⁹⁾等の諸論考を経て、ポコック⁽¹⁰⁾の諸著作に至る系譜を辿り得るものである。そしてこれらの研究によって、初期近代の英米世界の政治思想における「共和主義」思想の伝統の存在が明らかにされてきた。無論、これらの研究は、その内容において各々相違があるとはいえ、18世紀においてはロックに代表されるところの自然権思想、或いは諸個人の同意や契約による政治社会の構成論(=社会契約説)の影響が、従来考えられていたよりも少なかった、とすることにおいて共通している⁽¹¹⁾。そして、社会契約思想に代置されるのが、「共和主義」思想であり、その構成要素としては、以下のものが挙げられる。即ち、まず、「公(市)民的徳civic virtue」の称揚(あるいは「公(市)民としての精神・行動citizenship」、「公共的なものへの参与public participation」⁽¹²⁾)、第二に、特に行政

府による独占的・恣意的権力行使に対する批判及びその防止策としての混合政体の主張、第三に、「公(市)民的徳」を腐敗させる「商業commerce」「奢侈luxury」に対する糾弾、第四に、常備軍への反対及びそれに代わる民兵の主張⁽¹³⁾等である。さらに、特に、ポコックは、「『徳』という語に表象される『共和主義』」と、「『権利』という語に表象される『法学的伝統』乃至『自由主義』との対立・緊張関係を強調する⁽¹⁴⁾。そして、これらの一連の研究のなかで、シドニーは、自然権或いは社会契約説を主張した思想家としてよりも、むしろ、こうした意味における「共和主義」者として描かれたこととなった。即ち、シドニーは、或いは、ロックよりも18世紀において影響力を持ったところの、「公共」に献身する「徳」を強調し、かつこれを体現した「共和主義」者とされ⁽¹⁵⁾、或いは、イギリスの「古来の国制」及びこれを担った世襲貴族に対して積極的評価をなした「ネオ・ハリントニア」⁽¹⁶⁾のうちの一人とみなされてきたのである。

この研究潮流の勃興及び隆盛のうちには、ディギンズ及びパングルの述べる如く、諸公(市)民が有「徳」・節制的であり、政治社会の目的としての「公共善」に献身していた(と想定される)時代のエース、即ち「ブルジョワ以前で非ロック的なアメリカの魂」(パングル)という「失われしもの」を模索せんとする動機が含まれていることは否めない⁽¹⁷⁾。換言すれば、諸個人の無制限な「利益(私)益」或いは「権利」の追求によって、「公共的なもの」が掘り崩される傾向が顕著に見られる(と信じられている)現代アメリカの状況に対する批判的問題意識が、この学派においてある程度共有されている、と言い得よう⁽¹⁸⁾。その結果として、豊富な諸々の業績を生んだところの、この一連の諸研究の、問題策出的heuristicな意義はおおいに認められて然るべきである。しかしながら、今日の学界は、これに対する言わば「再修正」の時期に移行しつつある⁽¹⁹⁾。

(2) 本稿の問題設定と構成

このような「再修正」の流れの一端を占める研

究として、スコット及びヒューストンのシドニー研究がある。彼らの書は、その主題或いは個々の論点では異なるとはいえ、シドニーの思想をテクスト内在的に考察することにより、「ネオ・ハリントニアン」的な共和主義に還元され得ない、当時のイングランド「共和主義」の多様な側面を浮き彫りにせんとする視角を有している点において共通している⁽²⁰⁾。本稿は、基本的にこの視角を共有し、シドニーの『統治論』の分析の過程で、「徳」と「権利」との対立図式を相対化するものである。但し、ヒューストンは、シドニーにおける「徳」のうちに、「契約の遵守」という概念が含まれていることに着目し、ここに、「徳」と「権利」、或いは「共和主義」と「自由主義」との接点を見出ださんとするが、これは、「共和主義的修正学派」における公（市）民的「徳」の概念の外延を拡張しているがために引き出された帰結である⁽²¹⁾。こうしたアプローチも一つの方法であろうが、本稿は、むしろ、シドニーの「徳」が、彼の主たる用法に従えば、この学派の規定する意味、即ち、日常的な対人関係における道徳ではなく、政治社会に貢献する意味での「徳」にほぼ限定されることを承認し、そのうえで、シドニーの「権利」及び「徳」を分析し、両者の共通点及びその緊張関係を、具体的に剔抉する⁽²²⁾。さらに、本稿は、17世紀後半は内乱期において噴出した諸情念をいかなる形で收拾するかという問題が当時の知識人に共有されていたという観点から、この課題に対するシドニーの対応を探ることを副次的テーマとして設定し、上の問題と関連させて論じることにする。

本稿の構成は次の通りである。まず、第一章第一節において、『統治論』の位置する歴史的文脈及びこれが反駁の対象としたフィルマーの議論に触れたのち、第一章第二節以下において、シドニーの、フィルマーの議論に対する対応を、大別して以下の二点を中心にして解明する。即ち、第一章第二節で、フィルマーの絶対王権の神授性・自然性の主張、第二章で、フィルマーのポピュラー・ガヴァメント批判に対するシドニーの反論を、それぞれ検討する。第二章第一節においては、主と

して平和時における「徳」による政治社会の「運営」の議論を検討し、第二節以下では、この社会の動態的側面を視野に入れる。まず、「徳」の発揮の場としての戦争或いは征服を考察するが、それに先立ち、シドニーの認識における戦争乃至征服の主体の移行について検討を加える。続く最終節において、シドニーの歴史論及びこれを前提とした国制の変革論を分析する。

第一章 シドニーにおける政治社会の構成

第一節 フィルマー『パトリアーカ』の公刊

—「神」、「自然」シンボルを巡る争奪戦の開始 —

本稿は、公刊され後世に影響を与えたシドニーの著『統治論』における思想の内在的分析を目的とするが、本節においては、まず、必要と思われる限りでその歴史的背景に触れ、次に、この著が反駁の対象としたフィルマーの『パトリアーカ』の主たる論点を、後に見るシドニーの議論との関連において示すことにしたい。

1 歴史的文脈

アルジャノン・シドニーAlgernon Si (y)dney⁽¹⁾は、1622年或いは23年に、貴族の家に生まれ、その家風に従って、学問に造詣が深く教養ある面とともに、激しやすい性格で名誉や世評に執着心が強く、軍事・政治的奉仕に積極的にコミットする面とを併せ持っていたとされる⁽²⁾。1646年の第一次内乱終結後、彼は、庶民院議員に当選し、国王処刑には反対していたとはいえ、國務評議会員に就任するなどして、とりわけ対外政策の分野において活躍し、共和国政府に積極的に協力した。1653年のクロムウェルによるランプ議会解散に至り、彼は、暫らく政治生活から引退したが、クロムウェルの死後、1659年、自己の議席を取り戻した。だが、外交使節としてストックホルムに滞在していた際、王政復古の報を受け取ったため、イングランドに帰還することを断念し、以後、20年近く放浪生活を続けることになった。この間、彼は、復古王政を覆し共和政を再建する計画の実行を狙いつつ、古典古代の文献を涉獵した。従って、この

時期は、『統治論』の執筆準備期間ともなった⁽³⁾。1677年、彼は一時帰国したが、財産相続問題をめぐる兄ライル卿との争いの裁判のために、滞在が当初の予定よりも長期となり、「王位継承排除法案危機Exclusion Crisis」に巻き込まれた⁽⁴⁾。チャールズ二世は、この「排除法案」の貴族院通過を阻止するため、上程の度に庶民院を解散したが、この間、シャフツベリ率いるホイッグは議会外においてパンフレットや書物の刊行等により、選挙活動を積極的に展開した。勿論シドニーも、庶民院解散の度に議会復帰のための運動を続けたが、ついに不成功に終わった。こうした状況下、ホイッグに対抗して王権の絶対性を主張するフィルマーの『パトリアーカ』が公刊されたのである。シドニーの『統治論』は、この『パトリアーカ』に応酬したものであり、ロックの『統治二論』⁽⁵⁾とほぼ同時期の80年頃に執筆された。チャールズ二世は、1681年に、三度目のホイッグ議会を解散し、その後85年の死に至るまで、議会を招集せず、ホイッグに対する弾圧は強化された。国教会においても、王権神授説が説教され、非国教徒に対する抑圧が強まり、また、一般の書物に対する検閲も厳格になされることとなった。シドニーは政府に反対する「6人委員会」に参加するなどしたが、ついに1683年、「ライ・ハウス陰謀事件」において、虚偽の証言により逮捕され、大逆罪High Treasonで処刑された。その後、栄光革命時、シドニーはその名誉を回復され、『統治論』は1698年、トーランドの編集により公刊され、フランス、ドイツ等においても翻訳された⁽⁶⁾。イングランドにおいては、ラディカル・ホイッグたち、及びウォルポール政権時代の在野トーリー——即ちこの両者を合せて「コート」に対する「カントリ」⁽⁷⁾或いは「ネオ・ハリントニアン」たち——に影響を与え、また、植民地アメリカにおいても、特に独立革命時その影響力は強かった⁽⁸⁾とされている。

それでは、シドニーが『統治論』を執筆し、その生涯を終えたところの、王政復古期とは、如何なる時代であったのであろうか。この時期は、世纪半ばの内乱を経て、後半の栄光革命へ至る過渡

期として位置付けられよう。現代の史家によれば、総じて、当時の人々は、内乱を単に「混乱」に過ぎなかったものとみなしており、この時代は、言わば「シニシズム」の時代であった⁽⁹⁾。それにもかかわらず、「排除法案危機」において、オールド・ホイッグは、原理原則をめぐる政治問題について積極的な活動を展開したのであった。即ち、ホイッグが提出した争点は、王位継承についての最終的な決定権を、議会と王の何れかが掌握するのか、ということであり、これは、国制問題、主権問題と結びつかざるを得なかった。イングランドにおいて、主権の究極的な所在は、依然として確定されていなかったからである。この意味で、後述するフィルマーの指摘どおり、混乱の芽は摘み取られてはいなかった。こうした状況下の『パトリアーカ』の出版は、王位継承排除法案に反対する王党（トーリ・コート）派の巻返しの試みであった。しかし、この著の公刊により、王と議会との対立は、理論的にも、より原理的なレベルにまでゆきつくこととなった。何故なら、シドニーやロックは、フィルマーへの反駁の過程で、究極的な主権の所在或いは統治の起源の問題にまで遡って考察することとなったからである。しかしながら、結局、「排除法案危機」闘争におけるホイッグの敗北により、この問題の現実的な解決は、栄光革命にまで持ち越されることになった。そして、栄光革命は、ジェイムズ二世のカトリックへのコミットという言わば「原理主義」に対抗する形で達成されることになり、これ以降のイングランドにおいては、プロテスタンティズムの防衛、及び、所謂「混合政体」の枠内においてではあるが、議会主権という原理については、争われる余地が著しく縮小され、それまでの原理をめぐる政治的対立が、むしろ統治の「運営」を巡るそれへと転換されてゆく⁽¹⁰⁾。このように、王政復古期は、根深い不安定さを潜在させている端境期であった。さらに、内乱期においては、ホップス、レヴェラーズ、ミルトン、ハリントン等により様々な国制の構想が提出され、また、人々は宗教的情念を初めとした諸情念の噴出状況を間近に体験したのであるが、

王政復古期はこの直後の時代であり、シドニーを含めて、当時の知識人は、これらの情念の発露を、いかなる形で整備してゆくかという問題を、たとえ明示的にではなくとも、漠とした雰囲気のうちに共有していたのである⁽¹¹⁾。

2 『パトリアーカ』の議論

以上のような歴史的文脈において、『パトリアーカ（——或いは王の自然的権力について——）』⁽¹²⁾が公刊されたのであり、その議論の主たる目的は、主権の所在の明確化による秩序の安定問題の解決であった。この主権の所在を王権に帰属させるために、フィルマーは、次に見るように、「神」及び「自然」というシンボルを用いた⁽¹³⁾。以下、フィルマーの議論を、本稿にとり重要な主たる二つの論点と、副次的な二つの論点とに分けて見てゆきたい。

第一に、フィルマーは、「神」及び「自然」という語を多用して絶対的な王権を弁証せんとする。彼によれば、今日、「人類は、自然的にあらゆる服従からの自由を与えられ、生まれながら自由であり、また、自由にその喜ぶ統治形態を選ぶことが出来、いかなる一人の人間の、他者に対する権力も、その当初においては、[こうした(挿入は中神)]人間の権利によって、人民の裁量に従って与えられた」という説が一般に流布している。そして、この「誤った第一原理」から、ジェスイット派及びカルヴァン派の著作家たちは、もし王が王国の法に違背した場合には、人民が、その君主を罰し或いは廃位する権力を有するという、「人民の騒乱」の根源である「危険な」結論を導きだしている。だが、彼らは、そもそも、「人間の自由への欲望が、アダムの墮落の原因であったことをすっかり忘れている」。そして、彼は、この「原理」が、聖書に示されている教理や歴史、古来からの君主政の慣行、さらに、自然法の諸原理とも相容れない⁽¹⁴⁾として、次のように言う。聖書によれば、「創造」が、子孫に対する支配の最初の権原であり、当初アダムに神が与えた全世界に対する支配の権利が、その後も長子相続される父権right of fatherhoodとして連綿と継承され続け、現在の王

が、人民への支配権を継承した。無論、この継承は時としてニムロデの如き篡奪者により介入され、必ずしも安定していたわけではない。にもかかわらず、この「至高の裁治権」を行使する父の権利は、「真の相続者」、即ち現在の王に「自然的権利」として一貫して継承されている⁽¹⁵⁾。従って、神が定めた政治形態は唯一君主政のみである⁽¹⁶⁾。また、「自然的理性」による証明として、アリストテレス及びプラトンも、王政が最も神聖な統治としたのであり、人類の自然的自由を主張してはいない⁽¹⁷⁾。故に、人類の自然的自由と平等、或いは王と人民との契約などというものは、夢想に過ぎない。そして、彼は、王に対する絶対的服従は、十戒の「父を敬え」という言葉及び自然法の命令による両親への服従義務に由来しているとし⁽¹⁸⁾、古代イスラエルや古代ローマにおいて、家父が生殺与奪権を持っていたという例を挙げる⁽¹⁹⁾。

フィルマーは、さらに、この「誤った第一原理」の非現実性及びその論理的不整合を指摘する。全人民に与えられたはずの権力が如何にして各々の政治共同体に分割されたのか。また、実際に、如何なる統治形態も、如何なる王も、こうした「想像上の自然法」に従って設立された例はない⁽²⁰⁾。そして、為政者選挙においては、実際には殆ど、多数部分の決定が全人民の決定であると見做されることになる。しかし、もし全ての人が自然的自由、自然的権利を保持しているとすれば、多数部分が人民の残りの部分を支配する権力を持つということが、何らかの自然法により証明されない限り、全体ではない人民の行為（決定）は、人民の全体を拘束し得ないはずである。また、人民の代理人による同意及び暗黙の同意という論についても同様である⁽²¹⁾。さらに、彼は、イギリスの議会の例を挙げて、「人民の自然の自由」というものがあるとすれば、人民は自ら選んだ人々を罰することができるはずであるが、実際にはこれを人民はなし得ない、とする⁽²²⁾。

第二の論点は、ポピュラー・ガバメント popular government⁽²³⁾の不安定性についての指摘である。彼は、主として、世界中で「最も繁栄した

「デモクラシー」として知られている共和政ローマをこの例とする。まず、帝政時代に比して共和政時代は短期間に終わり、永続性が欠如していた。また、統治形態及び為政者の名称や数が変動したことは安定性に欠けることの証示である。さらに、立法権が元老院と人民とに分かち持たれていたため、常に貴族と人民との間で衝突が起こり、騒乱に悩まされた⁽²⁴⁾。まさに、この統治は、騒乱や、党派により、いわば裏口からこっそりと忍び込んできた如くに成立したのである⁽²⁵⁾。そして、人民は、そもそも、その自然的本性において、抑制なく自由を求める。彼らは気紛れであり、判断力も持ち合わせておらず、他人の幸福を羨み、疑り深く、常に新しい騒動や変化を望み、平静や安息の敵である。そして、彼らは自己自身にのみ配慮し、公共の善については気に掛けない。彼らの本性はこのようなものであり、中庸を知らず、邪悪な人間に卑屈に仕えるか、或いは傲慢に支配するかのどちらかである⁽²⁶⁾。ネロ等の怪物のような皇帝たちは、人民の「お気に入り」であり、人民によりたてられた⁽²⁷⁾。さらに、この統治は、対外戦争及び内乱なくしては、自らの統合を保ち得ない。即ち、この統治を維持するためには、何らかの強力な敵を近くに持つことが必要なのである⁽²⁸⁾。結局のところ、共和政の破滅は、他の諸国民を征服するために彼らが準備してきた武器に復讐されたのであり、諸々の内乱が、統治を再び君主政に立ち戻らせた⁽²⁹⁾。このように、この統治には不可避的に、不安定性、混乱、無秩序が伴う。これはまさに、「人民のティラニー」⁽³⁰⁾である。これに比べれば、タイラントさえも、たとえ臣民に対する愛情からではないにせよ、自己自身に対する愛から、自己の臣民の生命及び財産を防衛しようと欲する⁽³¹⁾。従ってこの統治は「最も血まみれで、悲惨」⁽³²⁾なそれである。彼は、さらに、人民が王とともに統治を参与する善き統治と称揚されている「混合政体」も、実は「空想fancy」にすぎないとする。というのも、王の王たる所以は、「絶対的な権力」を有し、主権を独占していることであり、人民がこれに参与するならば、王は直ちに王たる

ことをやめ、「国家はデモクラシーとなる」からである⁽³³⁾。以上の如く、フィルマーは、「神」や「自然」というシンボルを、「誤った第一原理」に対し反駁し、王権の初源性及び絶対性を証明するためを使用した。彼によれば、自らの議論は、「王の権威の自然な制定について示し、これを人民の恣意的な選挙への従属から解放せんと」する⁽³⁴⁾ものであった。

次に、副次的な論点として以下の二つが挙げられる。

まず、法の問題である⁽³⁵⁾。フィルマーは、王の絶対的な権力は、神の法及び自然法により制定された故、人間が定めたいかなる法にも拘束されず、また、議会制定法についても、コモン・ローについても、最終的な立法権は王のにみ帰属する、とする。無論、自然法は、王が自国の安全に配慮することを要求する⁽³⁶⁾。にもかかわらず、フィルマーにとって、「法は、支配者の命令或いは、道具」である⁽³⁷⁾。使徒も、王を、話す法speaking lawとしている⁽³⁸⁾。王の権力はいかなる法にも先行して存在していたのであり⁽³⁹⁾、王は人民を秩序づけるため、或いは自らの多忙な責務を軽減し人民に自らの意志や望みを伝えるため、法を制定した⁽⁴⁰⁾。そもそも議会の自由は、「自然」にではなく、諸王の恩恵に由来する⁽⁴¹⁾。その証拠として、議会制定法は、その多くが「王の命令」、「王の意志」等の文言形式を有しており、庶民院の同意なくしても、王の宣言proclamationが、直ちに法となる場合もあることなどが挙げられる⁽⁴²⁾。また、コモン・ローも、当初、不文であったところの、王による法や命令のことを指す⁽⁴³⁾。そして、王の大権は「法の過度の厳格さ」から臣民を守るのである⁽⁴⁴⁾。

第二に、征服及び篡奪の問題である。即ち、デ・ファクトな征服或いは篡奪により支配の権利が発生するかという問題である⁽⁴⁵⁾。フィルマーは、基本的には、神がアダムに付与した全世界の支配権が、父権により現存の王に至るまで継承され続けてきたとした。だが、この論理自体に含まれている矛盾は別としても、フィルマーは、結局、この論理とは異なった論理を導入しており、このこと

に対してシドニー及びロックは嘲笑を浴びせかけた⁽⁴⁶⁾。即ち、フィルマーは、一方で、人民の為政者選挙における「暗黙の同意」論について、この論法を認めるならば、王位に登壇した者は、その王位の取得方法が、世襲継承であれ、征服であれ、篡奪であれ、全て、人民により選挙されたと言われ得る、としてこれを批判⁽⁴⁷⁾しながらも、他方で、王の支配の権利がデ・ファクトな征服或いは篡奪によっても取得されることを承認したのである⁽⁴⁸⁾。

以上見てきた如く、フィルマーの『パトリアーカ』は、「神」及び「自然」というシンボルに依拠して、統治の起源及び主権の究極的な所在の問題を解決せんとしたものであったが、この著作の公刊によって、これらのシンボルを巡る闘争が開始されることになった。それでは、これに対するシドニーの議論は如何なるものであろうか。これが次節において検討の課題となる。

第二節 「自由」、そして「同意」による政治社会の構成

——「神」、「自然」シンボルを巡る争奪戦の展開——

前述した、フィルマーの、初源的かつ絶対的な王の権力及び権利論に対抗して、シドニーは、フィルマーが用いたところの「神」、「自然」というシンボルを奪取して、個人⁽¹⁾の自由、権利及び平等を弁証し、そのうえで、政治社会の起源を探り、究極的な主権の所在を確定せんとする。ここでは、まず、彼の「自由」及び「人間の自然（本性）」の概念について予備的に検討を加えてみたい。

1 シドニーにおける「自由」及び「人間の自然」

シドニーの個人の「自由」の概念には、大別すると、相互に矛盾する可能性のある二つの意味が込められている⁽²⁾。とはいって、この二つの「自由」は、両者とも、神及び「自然」が人間に授与したものと理解されている点において共通する。「自由」の第一の意味は、一切の外的抑制がなく他人の意志への服従から免除されている状態である。この「自由」が典型的に示されるのは、政治社会設立以前の自然状態、即ち「万人は、何事をもな

す平等の権利を有しており、如何なる者も諸々の争いを決定する上位の権威を認めない」⁽³⁾状態においてである。この状態においては、各人は、「自由」であり、いかなる共通の法にも従わず、ただ自らの意志に従い、自らの利益goodを考慮してのみ、政治社会を構成し、かつ為政者を選定する権利を保持している⁽⁴⁾。そして、第二の「自由」は、情念からの「自由」乃至解放、理性による恣意的「自由」の抑制という意味を示す。「人間の、自由に対する自然な愛は、人間の本性に初源的に備えられている理性によって抑制され」ており⁽⁵⁾、この、自己の情念への屈服という「奴隸状態」から「自由」な人間のみが、「自由」な政治社会を構成しこれに参加する資格を有する⁽⁶⁾。シドニーによれば、人間は、自分たちがばらばらには善く生きてゆくことができないし、また、服すべき何らかのルールがない限り、多くの人が一緒に生きてゆくことは不可能であるということを知っている⁽⁷⁾。従って、人は、自己の「自由」を、無制限に追求するのではなく、公共の利益に資する法により抑制されるような「自由」を追求⁽⁸⁾すべきであるとする。以上の如く、シドニーの議論においては、「自由」概念の二重構造とでも言うべきものが看取されるのである。

さらに、シドニーの「人間の自然（本性）」の概念においても、お互いに相容れない二つの側面が存している。シドニーによれば、一方で、人間は、堕落した被造物であり不完全さを免れない存在である。「そもそも人間は野心的な本性を持ち、自ら自身に非常な価値を置きがちである」⁽⁹⁾。それにもかかわらず、上述のように、人間の本性のうちには、神及び「自然」の贈り物である理性が備えられている。従って、この理性により、自己の野心や激情などの情念、或いは「自由」の無制限の追求を抑制し得る。これを総合するならば、人間の無制御の「自由」の追求や情念の発現は、堕落した「人間の自然」であるとはいって、他方で、これを理性により抑制することも、同様に、「人間の自然」に基づいている、ということになる。そして、彼は、「自由」な政治社会を構成する人間の条件と

して、自己の恣意的「自由」の抑制を擧げる。従って、この二つの「人間の自然」観と、上の、人間の二つの「自由」観とは、ほぼ対応しているのである。

このように、シドニーは、フィルマーの人間観、即ち、人間は邪悪で罪深い本性を持ち、無制限の「自由」を追求する存在であるということを、一旦承認する。だが、フィルマーが、こうした一元的な人間観から人民の自己統治能力を否定し、秩序外在的な絶対権力によってのみ秩序は維持される、とするのに対して、シドニーは、人間が、神及び「自然」に与えられた理性によって自己のうちの恣意的な「自由」への傾向を規制し得るとし、個人の自己統治の可能性と、政治社会における人々の自己統治の可能性とを結び付けるのである。この第二の意味での「自由」については、第二章で検討することにし、ここでは、第一の意味での「自由」をより詳しく見てゆくことにする。

2 自然状態からの諸個人の同意による政治社会の設立及び究極的な主権の所在の確定

シドニーも、フィルマーに倣って、聖書に依拠し自らの議論を開拓する。聖書によれば、ノアのすべての子供（息子）たちは、父権、即ち自らの家内部における支配権及び政治社会を形成しこれに参与する権利を、神授の権利乃至「自然」の権利として、平等に与えられた。こうして彼は、この権利の長子相続を否定する。従って、ノアの存命中にさえこの権利は増殖していったのであり、この権利を有する人々は、互いに独立しかつ平等な自由人であった。そして、彼らは、集団乃至政治社会civil society⁽¹⁰⁾を形成する権利に基づき、自らの意志に従って、便宜convenienceのために、集合して政治社会を設立し、自ら定めた法に自らを従わせるようになった⁽¹¹⁾。そして、シドニーは、前政治社会状態つまり自然状態について、相対的に平和で友愛に満ちた状態を描く⁽¹²⁾一方、何らの法によっても拘束されない「人民大衆の非常な野蛮さ」を指摘し、「・・万人は自らの隣人を恐れ、自らの力以外の防衛手段を持たず、・・幸福や平静な心の状態とは反対の絶えざる不安感のうち

に生きなければならない」とし、こうした状態を回避するべく、人々は、「全ての人の結合した力によって、おのおの全ての人が保護され得るところの、一つの団体に参与する」⁽¹³⁾とする。こうして、彼は全ての「正当な統治just government」の基礎としての「共通の同意general consent」を強調する⁽¹⁴⁾のである。

彼によれば、何人も、社会に入る際、自らの利益goodを考慮することなくしては、この社会に参加することを義務づけられ得ない⁽¹⁵⁾。そして、当該社会への参加を、個人は、正当に拒否し得るし、或いは、他の社会を他の人と同意して設立することも可能である。このことは「人類の自然の自由」である⁽¹⁶⁾。こうした、「彼らの諸権利は、いかなる一人の人間或いは複数の人間にも制限され得ず、かつ、減少させられ得ない。従って、この諸権利を制限し或いは減少させる者或いはこれをそうせんと試みる者はいかなる者でも、最も神聖な神と自然の法を侵害する」ことになる⁽¹⁷⁾。しかし同時に、彼は、神が、人間に、野蛮な孤独状態において生きるよりも社会の諸利益を享受して生きたほうがよい、と聖書において宣言しているのみならず、万人の心に刻み付けた、とする⁽¹⁸⁾。とはいえ、政治社会設立後も、「人民の総体は」、「依然として、自らの統治の内容と形態との両者を変更する権力を自らに留保している」⁽¹⁹⁾。従って、シドニーは、フィルマーの、神及び自然の法が定めた唯一の統治形態としての絶対君主政という主張に反対し、神は、人間に、統治形態の選択を委ねた、とし、「ある統治形態を設立する人々は、これを放棄することも可能である」⁽²⁰⁾と主張する。シドニーの議論においては、統治の起源が以上のように説明され、主権の所在が、諸個人乃至その集合体としての人民に確定された。即ち、国制を制定する権利及び権力が、人民に対して、明確に付与されたのである⁽²¹⁾。

3 絶対的父権批判及びシドニーにおける「権利」

また、シドニーは、フィルマーが使用するところの、家における父の絶対的な支配権、その長子相続、及び、これと政治権力とのアナロジーを批

判する⁽²²⁾。シドニーによれば、神及び自然の法によって、長子に限らず子供たち（息子ら）は全て、成人したならば政治的参与権を与えられ、平等に財産相続権を有する。また、彼らが父になったならば、父権を付与される。従って、イングランドにおける、コモン・ローによる長子相続制は、神及び自然の法に違背している⁽²³⁾。また、父の支配の権利及び権力は家内部に限定されるのであり、さらに、これはその構成員に対する生殺与奪権を意味するような絶対的なものではない。現在の全ての文明諸国、特にイングランドにおいては、はるか以前から、家内部における父の支配権の行使は、抑制乃至緩和されている。また、子供の、両親に従う義務或いは感謝や尊重の念は、彼らからの利益benefitの供与に比例するか、或いは、約束や契約から生じるものである。このことは、人民が、為政者に対して負う義務が、為政者から受けた利益や、彼らとの約束に比例、或いは依拠しているのと同様である⁽²⁴⁾。ここで、シドニーは、家内部の父の支配権を承認しつつも、この恣意的行使を抑制し、家内部に一定の相互的な関係を導入しているのである。子供（息子）は成人した時点において、父と対等の自由人となり、政治社会のメンバーとなる⁽²⁵⁾。そして、支配dominionという語は、主人の奴隸或いは召使に対する関係、或いは、王と奴隸状態にある臣民との関係（＝「野蛮人」の支配）を指示する語であるのに対して、「市民にふさわしい（乃至「文明化された」）状態civility」、或いは、相互に対等な「市民的civil」人々の間においては、政治権力civil powerが成立する⁽²⁶⁾。従って、フィルマーの唱える絶対的権力は、父の権力及び政治的権力との、どちらとも異なっており、純粹に専制的なdespotical権力である⁽²⁷⁾、とシドニーは結論する。

このように、シドニーの議論における、神と自然から与えられた「権利」は、自己（或いは家族）の生命の保存や財産の「権利」という面を持つつも、国制を制定する「権利」、或いは、後述するような、為政者を選定する「権利」、為政者の不正に対しこれを判断しかつ自らを守る「権利」といっ

た、政治的参与権、即ち「公共のもの」に参与する「権利」という側面が強調されたものである⁽²⁸⁾。そして、彼は、この「権利」が、「神」及び「自然」に由来し、かつ自由人に共通する権利であると繰り返し主張している故、一方で、この「権利」の、超越的な規範性及び人々に共通に付与されているという性格を示さんとしていることが明らかである⁽²⁹⁾。だが同時に、諸個人が「便宜⁽³⁰⁾に従って」、「自己の利益の考慮をもって」、或いは「自己の意志に従い」、政治社会を設立する、という表現、さらに、両親や為政者に対する義務は利益の供与に比例するといった言辞にも見られる如く、彼の「権利」概念のうちには、個人の、利益感情を含んだところの、主意主義的な自由の契機が強力に埋め込まれているのである。シドニーによれば、全ての国民の基本的「権利」は、彼らが最も自らの利益に一致すると考える、法、やり方、及び人々によって統治されることである⁽³¹⁾。そして、統治はこうした人々の同意によってたてられるのであるから、人々はこの統治のなかでも、彼ら自身の利益を追求する。というのも、意志は、何らかの現実の利益或いは利益と見えるものにより、常に導かれるからである⁽³²⁾、とされるのである。

4 ポピュラー・ガヴァメントの多様性

彼は、こうした主意主義的な自由、自然の権利に基づいて、人々がその好みに従い、或いは時代・環境に応じて統治を設立したとし、その証拠として、「単純なデモクラシー」と、絶対王政との間に位置することにおいて共通しているが、その個別の性格や形態においては多様なポピュラー・ガヴァメント⁽³³⁾が存在している事実を提示する⁽³⁴⁾。これらは、制限君主政と共和国とに大きく分かれ、前者は、「北方王国」（＝「ゴシック・ポリティ」）⁽³⁵⁾、後者は、王政設立以前の古代イスラエル（シドニーによれば、征服、戦争に適合していた）、アナティ、共和政ローマ（征服、戦争に適合的）、スパルタ（防衛に適合的）、ヴァネツィア（平和と交易に適合的）、オランダ（交易に適合的、連合共和国）、スイス（連合共和国）等とされる。

これらの統治に共通するのは、第一に、君主政、貴族政、デモクラシーという三つの要素から構成されていること⁽³⁶⁾、第二に、この統治は、総じて、「絶対王政に比して、平和を維持し、戦争を遂行するにおいて有能である」こと⁽³⁷⁾、第三に、人民の直接議会或いはその代表議会を有していることである。シドニーによれば、ローマ人、ゴート人、フランク人等は、当初は直接参集して王を選定していたが、人民の数が増大し或いは拡散するに従い、代表議会を設立した。しかし、直接議会におけると同様、代表議会においても、人民の権利は何ら削減されていない⁽³⁸⁾。彼は、常にこの人民の直接集会或いは代表集会において、王を含めた為政者たちが選定され、また制限を加えられてきた、とするのである。

5 諸個人の為政者設立についての同意及び為政者の信託違背についての判断権

このように、諸個人は、政治社会設立後においても、為政者を選ぶ自然権、及び為政者が信託に反したとの判断権を有する⁽³⁹⁾。シドニーによれば、個人は、自らの安全と便宜のため、誰に服従すればよいかを判断する⁽⁴⁰⁾のであり、諸個人の相互に平等な「兄弟」関係においては、彼らのうえにたつ為政者を正当（統）化する根拠は、人々の同意である。無論、同意には、無気力な「奴隸状態」でのそれもあるため、人々がこれに抵抗する或いは拒否する能力と勇気とを有している時にのみこれが意味を持つ⁽⁴¹⁾とされる。そして、人民の同意によりたてられた為政者の例として、古代イスラエルの初代の王サウル——但し、彼は、その後、タイラントに変化し、その際、全人民、全ての個人がこれに抵抗する権利を持っていた⁽⁴²⁾とされる——、ロムルス等の古典古代の立法者⁽⁴³⁾、さらに、「北方王国」の諸王⁽⁴⁴⁾等が挙げられる。また、シドニーによれば、征服王ウィリアムの支配は、アングロ・サクソンの慣習及び議会により制定された法を尊重したため、人民の同意に依拠した統治とみなされる⁽⁴⁵⁾。かくして、シドニーは、人民の同意のみが、唯一正当な権威を持つ為政者の根拠であることを強調するのである。

以上の如く、シドニーは、フィルマーの使用した「神」及び「自然」というシンボルを奪還し、所謂統治契約が想定する人民総体ではなく、あくまでも、孤立した、自由でかつ平等な諸個人に、相互に同意或いは契約をなして政治社会を構成する「自由」、権利を付与した。即ち、彼は、主権の究極的な所在を、政治社会を構成するところの、自然権を有する諸個人乃至その集合体たる人民に確定したのである。このように、フィルマー『パトリアーカ』の公刊は、その反対者（たち）をして、政治社会の正当（統）な起源及び究極的な主権の所在について、よりラディカルに探らしめたのであり、その結果、自らの「意志」、利益に従って行動する権利を有する個人を析出せしめることとなった。この統治の設立の目的は、こうした構成員の共通の善或いは利益とされた。そして、この人民の主意主義的な自由は、まず、国制制定についての同意と、次に、為政者選定についての同意において行使された。かくして、フィルマーの混合政体論を否定する議論は、その形を変えて反駁者の議論のうちに甦った。即ち、シドニーは、究極的な主権の所在が一箇所にしか存しないことを、フィルマーと同様承認しつつ、主権を、諸個人乃至その集合体たる人民に帰属させた。そして、そのうえで、シドニーは、主権の究極的な所在を、権力の行使乃至統治の形態から区別したのである⁽⁴⁶⁾。

第二章 シドニーにおける政治社会の統治及びその動態

第一節 「自由」、そして「徳」による政治社会の運営

前章においては、シドニーの社会契約説的な政治社会の構成論を検討したが、本章では、この政治社会の統治・運営と、その動態についてのシドニーの議論を分析する。ここでは、前章で見た、諸個人の便宜、利益或いは権利といった意志表出的な自由の主張は、表面上その姿を消し、代わって、私的利害に優先する「公共（共通）の善（利益）common good」、またこれに奉仕するところ

の「徳」とが、強調されることとなる。即ち、ここでは、政治社会の構成の論理とは異なった論理が導入されるのであり、政治社会それ自体の価値が、諸個人の利益の単なる総和ではなく、それ以上の「何か」と前提されるのである。これに伴い、情念の抑圧或いはそれからの解放という第二の意味における自由が、一見したところ、その重要性を増す。だがここでも引き続き、第一の意味における自由の行方にも、関心を払ってゆくこととする。以下、本節においては、平和時における政治社会の統治・運営についての、シドニーの議論を考察してゆく。

1 自由と安定との両立——ポピュラー・ガヴァメントの優秀性

ポピュラー・ガヴァメントの不安定性についてのフィルマーの指摘に応えて、シドニーは、この統治においては、絶対君主政に比して、より安定した秩序が確保されるばかりでなく、しかもこの安定が人々の自由と両立するということを論証せんとする。彼によれば、まさにこの点において、ポピュラー・ガヴァメントの優秀性が存するのである。

シドニーは、まず、フィルマーが誇るほどには、絶対的な世襲王政は安定してはいない、として、この統治においては、君主或いは党派の私的欲望、「情念の暴力 violence of the passions」が吹き荒れ、とりわけ後継者問題において、統治秩序全体が被る害悪は多大である⁽¹⁾とする。彼によれば、絶対王政においては、君主に帰される権力が絶大であるだけに、王位の継承に伴う悲惨な争いが引き起こされがちであり、これらが内乱にまで至った例に事欠かない⁽²⁾。また、絶対王政の範疇に入らない（かつての）混合王政（北方王国）のフランス、スペイン、イギリス等においてさえも、王位継承における「血統の近さ proximity of blood」を互いに主張し合う党派が、これを巡る争いを繰り広げた⁽³⁾。さらに、シドニーは、世界中の王国はすべて、その盛衰が君主やその取り巻きたちの徳或いは悪徳に依存せざるを得ないとしつつ⁽⁴⁾、特に絶対君主とその取り巻き連が、自らの私的情念、

欲望の追求のため、党派を形成し、野心、傲慢、残酷、奢侈、貪欲等の諸悪徳を蔓延させ、彼らの情念にかなった人間に官職を与えることにより統治全体を「腐敗corruption」させるとする。その結果、「公共の破壊the public ruin」がもたらされ、有「徳」な人々は破滅させられ、統治全体が「腐敗」ないし「奴隸状態」へ至る⁽⁵⁾。人々の誠実な生活様式は破壊され、彼らの間には相互不信が醸成され、また、彼らは柔弱かつ無気力となる⁽⁶⁾。とはいえ、シドニーとて、いかなる統治も、この「腐敗」の可能性から免れ得ないことを認識している。従って、人間が追求できるのは、ただ、「最も不都合が少なく、或いはそれが許容され得るような、人間の国制である」⁽⁷⁾。にもかかわらず、やはり、彼によれば、「絶対王政は、原理によって腐敗に向かい、また腐敗にその基盤を置いている」のに対し、ポピュラー・ガヴァメントは、「単にこれに陥る可能性があるに過ぎない」⁽⁸⁾。そして、シドニーによれば、ポピュラー・ガヴァメントにおける自由が、「徳」を生み出す養成場であり、この「徳」から、さらにまた、自由が生み出されるのに対し、絶対王政の隸属状態、自由の欠如状態からは、私的欲望、私的情念への耽溺、諸悪徳が生みだされ、これがまた、この「腐敗」、「奴隸状態」を生じる温床となる。シドニーの議論には、こうした、言わば二元対立的循環論法が顕著に見られるのである⁽⁹⁾。

かくして、シドニーは、ポピュラー・ガヴァメントが、安定性のみならず人々に及ぼす倫理的な効果においても優秀であることを論証せんとする。だが、彼は、人間の不完全性及びそれに起因するポピュラー・ガヴァメントの脆弱さの感覚も抱いていた。従って、ポピュラー・ガヴァメントの優越性は、法の支配の枠内で公共善という目的に向けて人々の「徳」を涵養するという統治の運営に決定的に依拠しており、こうした基盤整備を怠らないことが、その存続のための不可欠の条件となる。

2 法の支配

シドニーによれば、すべての国民は、自らの「都

合」により政治社会を設立したのであり、共通の善という政治社会の設立の目的のために、国民が、権力を為政者に委託したのであるから、王国といえども、君主個人の恣意的統治は許されない。「全ての国民の法は、為政者権力の基準である」⁽¹⁰⁾。また、王は、宣誓の際、自国の法の遵守を誓約している⁽¹¹⁾。フィルマーは、王を「話す法 speaking law」であるとしているが、これはあくまで「本性から王 a king of nature」である人間、即ち、他の人々が全く比肩し得ないほどの、人間の社会の善・利益に資するところの「徳」を有している人間にのみ適用される⁽¹²⁾。こうした人間はこの世では稀であるし、また、最良の王でさえも、墮落しやすい人間に変わりはない。従って、王の意志に基づく布告が、それだけで直ちに法となることは統治にとり危険である⁽¹³⁾。王位継承に関する議論の文脈において、シドニーは、「神及び自然により、すべての人民は自らの思慮prudence或いは都合convenienceとに従って、自らに関する事柄を規定する自由を与えられている」⁽¹⁴⁾と述べる。とりわけ、王位継承の問題は、排除法案危機の中で、アクチュアルな問題としてシドニーに迫り、彼をして法の支配を強力に主張させしめた⁽¹⁵⁾。かくして彼は、後述する「北方王国」の如き君主政においても、その王位継承が人民乃至その代表により作られた法に規定されるまでは、統治の安定性は確保され得ないとする。これは、実質的には、有「徳」な為政者を人民議会乃至その代表議会が選任する構成をとる共和国commonwealthを、そのモデルとしたものである⁽¹⁶⁾。以上のように、法の支配は、基本的には、為政者を拘束する。しかし、このことは、人民に対して恣意的な自由を与えるものではなく、前述した如く、政治社会設立後においては、人民も、自己の「自然」である理性に従い、自らが決定し、また、自らに共通な法に服従するとされ、その結果、人民は抑制された自由を享受するとされるのである⁽¹⁷⁾。

3 理性による情念の抑制

この、法の支配と関連して、シドニーは、ポピュラー・ガヴァメントの優秀性の根拠として、統治

の外的秩序と同様に、その統治内における諸個人の魂の秩序においても、「理性部分による情念部分の抑制」つまり、抑制的な自由が貫徹することを挙げる。ポピュラー・ガヴァメントにおいては、諸個人の自己利益或いは私的欲望は貶価され、奢侈・強欲等の悪徳からの解放乃至自己コントロールが、公共の利益への献身（＝「徳」）の一部を構成するものとして奨励され、これが、為政者と人民との両者に要求される⁽¹⁸⁾。無論、為政者の自己犠牲は、その責任上、より厳格に要求される⁽¹⁹⁾。そもそも人間は、前述の如く自然的に自己の恣意的自由を追求する不完全な存在であるが、他方で、人はその「自然」に備わっている理性により、前者を抑制し得、また、理性の命令或いは「神の光の残り火」である「徳」により、「情け深くなり、相互に恩恵を与えあう」⁽²⁰⁾。ポピュラー・ガヴァメントは、この理性を育む土壤であり、「理性による情念の支配」は自由人にとって不可欠の「徳」である⁽²¹⁾。そして、この個人の魂における理性の優越は、彼の政治社会の秩序イメージにも投影され、「理性」が「気概」を支配し、その下位には「欲望」が位置付けられる⁽²²⁾。即ち、個人の内面においても政治社会においても、この秩序づけがそれぞれの自己統治を可能とするのである。しかし、この政治社会の秩序が一定階層的なものであるとしても、これは身分制的ではなく、公共社会に貢献する個人の「徳」に従って編成されたものであった。シドニーは、軍隊の編成の例を挙げて、万人は、平等に自由であるが、この自由を安定させ、繁栄させ、人々を幸福にする諸「徳」を与えられていることにおいては、平等ではない、と述べる。だが同時に、この不平等は、そうした諸「徳」に卓越した人自身の利益に資するものではなく、あくまでも、平等に自由な他の人々にとって利益となることによって正当となる⁽²³⁾。かくして為政者は、ポピュラー・ガヴァメントの秩序において「理性部分」を受け持つ。理性による情念の抑制という「徳」のみならず、勤勉さ、誠実さ、叡智、勇気、経験といった、公共の利益に奉仕し得る諸「徳」において卓越していることが、為政者の資

格要件であり⁽²⁴⁾、彼らは、人々の自由を存立させているところの生活様式mannerの誠実さが維持されるべく、常に「腐敗」に対し警戒し、「徳」及び正義を奨励しなければならない⁽²⁵⁾。だが、この場合も、シドニーは、主権を有する人民と、こうした「徳」において卓越せる人々との協調を信じて疑わない。彼によれば、正当に設立された為政者は、国民の同意をもって統治し、彼は公共の利益interestと区別された利益は持ち得ない⁽²⁶⁾。そして、共和政ローマにおいては、為政者が最も絶対的であると思われていた時においてさえも、人民は依然として主権を保持していた⁽²⁷⁾。こうした為政者論は、フィルマーの批判、即ち、為政者の選定の際の多数部分による少数の反対者の抑圧という批判への回答でもあった。つまり、シドニーは、人々がその中で生きているところの、政治全体に寄与する「徳」を持つ人々に対して統治の権利資格を付与する、という形で、諸個人の自然的権利を、保持かつ表現せんとしているのである。

かくして、ポピュラー・ガヴァメントにおいては、人々は「清貧」に満足しており、人々の私的情念への隸属即ち「腐敗」は見出されず、「市民にふさわしい状態civility」、生活様式の「誠実さintegrity」、そして安定した状態が保たれている。彼によれば、共和政ローマでは、一人の市民も、公衆にその弁明を聞かれないうちに死刑台に送られることはなかったのであり、「血は僕約」され、残酷な刑罰は稀であり、市民相互の間に優しさ、寛大さが行き渡っていた⁽²⁸⁾。

4 「徳」の発揮とその教育

ところが、シドニーは、こうした、理性を強調した「徳」の議論とは性格の異なった「徳」論をも展開する。彼は、一方で、人民主権の原則から、為政者は、人民の福祉のための「公僕」であるとした⁽²⁹⁾が、他方で、為政者を含め公共善のために活動している人々には、彼らの「公共への愛」の報酬として、それに値するだけの名誉、称賛が与えられるとする。なぜなら、この仕事を果たすためには、諸「徳」における卓越性が要求され、その困難は多大であるからである⁽³⁰⁾。そして、この

「名譽の与え方」は、国制の根本的性格を決する重要なものである⁽³¹⁾。「よく統治された国家においては」、「人々は、幼少の頃から、この世で、有徳な行動によって獲得される名譽以外のいかなるものも追求するに価しないという信念のもとに成長している。こうした方法によって、徳それ自体が、・・・〈中略〉・・・スパルタやローマ及び他の地域におけるように、人々に広く行き渡るようになる」⁽³²⁾。従って、金銭が極度に尊重され、富への欲望という情念に取りつかれた「奴隸」的人間に名譽が与えられる国制においては、有「徳」者の清貧が軽蔑され、絶対王政と同様、統治の「腐敗状態」が招来される⁽³³⁾。あくまでも公共に資する「徳」にのみ名譽が与えられるべきであり、コモンウェルスへの「真剣な愛」なくしては、いかなる卓越した性質も嫌悪さるべきである。こうして「自然的に野心的な人々」も、有「徳」に行動する以外に名譽と権力への道はない、ということを悟らされる⁽³⁴⁾。そして、彼によれば、人間の本性は弱い故、常に、こうした助力が必要であり、国制に有益となる「徳」に溢れた行為は、できるだけ安全でかつ容易になれるよう、また、本人にとり利益をもたらすよう配慮されなければならない⁽³⁵⁾。

かくして、各人の業績に応じて適切に名譽が与えられる場としての「徳」の発揮のアリーナが以下の如く四つ設定される。まず、頻繁な議会選挙⁽³⁶⁾或いは議会それ自体である。共和政ローマに代表される如き「自由な諸都市は、頻繁な為政者の選挙により、偉大で有能な人々の養成場となつた」。ここでは、全ての人が、卓越した名譽に与らんと努力奮闘したが、彼らは、自己の業績或いは評判から生じること以外には為政者の権利資格を持たなかつた。彼らはこの点で非常な成功を収め、如何なる絶対君主政におけるよりも、卓越した人々を生み出した⁽³⁷⁾。そして、イングランドの人民にも、「徳と、国に対する愛」を示す最良の人を選ぶことが要求される。彼は、選挙民或いは諸々のタウンや諸都市、カウンティが、自らの代表者(=議員)に、指示instructionを与えることを肯

定するが、他方、オランダ、スイス等の連合共和国とは異なり、イギリスにおいては、各カウンティ等は、政治共同体全体が同意した一般法により規制されており、人民の代理者は必ずしも厳密に自己の行為を人民に説明することを義務付けられていはないといふとし、議員が国民全体の代表として一定の自由裁量に従って「徳」を発揮する余地を認める。かくして、名譽を獲得しようとする人々は、選挙における立候補により、自らの有「徳」さを訴え、人民の同意によりこれを確認し、さらにこれを議会において示すということとなる。そしてこの代理人が国民の信託を裏切れば、人民は、その判断力を用いて落選させるという不名誉を与え、罰を下す⁽³⁸⁾。第二に、陪審制は、裁判における判断権を人民の手に留保する制度であるのみならず、公共的な問題に対し、人民が、その「徳」を発揮する機会であると同時に、自らの判断力を養う機会でもある⁽³⁹⁾。また、これと関連して、シドニーは、人々の為政者に対する不満を裁判所或いは議会が救済する途を整備することにより、政治共同体が武力闘争等から生じる損害を受けることなく、人々が自らの情念を表出することが可能となる⁽⁴⁰⁾とする。さらに、後述する「正当な戦争及び征服」及び、「正当な騒乱」というアリーナが挙げられる。

このように、ポピュラー・ガヴァメントにおいては、名譽の獲得アリーナは、基本的に全市民に開放されており、そこでは、この国制にとり有害であり得る個人の野心といった私的情念が、国制にとって有益かつ適切な経路を通じて共通の利益に接合される。さらに、この名譽獲得を巡って市民の間で競争が惹起され、このことによって、この統治全体と、これを構成する市民との、相互的・循環的な質の保持或いはその向上が期待される。シドニーによれば、この統治においては、「叡知や勇気に富んだ人間に決して事欠かない」。何故なら「名譽と権力powerとがその報酬であると知っている場合、万人が自らの徳を示さんと欲する」⁽⁴¹⁾からである。かくして、「徳」の発揮のアリーナの設定は、諸個人の情念の合法(或いは、合「国制」)

的発露の経路の整備、人々の公共精神の涵養乃至「徳」の教育⁽⁴²⁾、平時及び戦時における卓越せる人材の継続的供給による統治の安定の確保⁽⁴³⁾といった機能を果たすのである。

以上見てきた如く、シドニーのポピュラー・ガヴァメントの統治・運営の議論において、表面上は、理性主義的な自由や、「徳」、或いは法の支配が主張されていた。しかし同時に、その議論を仔細に検討してみると、前章で見た如き諸個人の情念表出的な自由は、依然として、この政治社会の表層下において言わば「マグマ」として活動しており、実は、この後者の自由が、この統治において、一定の経路、即ち、全市民に開放された名譽の獲得競争のアリーナを通じて、発露してゆく構造をとっていることが解明された。この自由が政治社会設立後においても効力を持つていることは、——「徳」を基準として、という限定を付されたうえであるが——、為政者を選定する権利を、諸個人が依然保有していることにも現われている。かくして、彼は、フィルマーの批判に対して、ポピュラー・ガヴァメントの、自由と安定とを両立させた「柔構造」的な安定性を提示したのである。シドニーにとって、自由とは、一方では、政治社会設立以前に既に獲得されたものであったが、他方では、政治社会設立後、「公共のもの」或いは「公共善」を媒介にした、人々との交わりにおいて獲得されるものでもあった。そしてまた、ここで着目すべきは、名譽、権力といった「報酬」によって、「徳」を奨励するという動機づけの論理が示されていることであり、ここにおいて、諸個人の自己利益と、公共の利益との融合の契機が看取されるのである。

第二節 「コモンズ」への「貴族」の吸收、そして征服

本節では、「徳」の発揮の場としての戦争及び征服の議論の詳しい検討に入る。まず、その前提作業として、その担い手の移行の問題を、彼の歴史認識と関連させて解明する。その上で、彼の、征服をめぐる議論を考察してゆくことにしたい。

1 「ゴシック・ポリティ」の崩壊及び「コモンズ」による「貴族」の吸収

「ゴシック・ポリティ Gothic polity」或いは「北方の諸国（民）Northern nations」⁽¹⁾を、帝国ローマの「ティラニーを投げ捨てることで有名になり、もはや耐え難くなった軒から、世界を救った」ものとして、シドニーは、ある程度積極的に評価する⁽²⁾。これらの諸国においては、力や「徳」の点で卓越した人間を、全自由人の直接参加集会或いはその代表による諸々の議会parliaments, diets, cortes, assemblies of estates等において、王として選任した⁽³⁾。これらの議会は、人民主権の原則から、法の改廃権、解釈権及び立法権をも有していた⁽⁴⁾。そして、これらの「北方の諸国民は、常時武装しており、また軍事的勇気に高い価値を置いており」、「自らの国よりよい國」を、「貴族」と呼ばれる人々を主体として、征服により獲得せんと努めていた⁽⁵⁾。そして王は法を犯すと安全ではいられなかつた。ここに、「我々の原型及び統治our original and government」が由来する⁽⁶⁾。だが今や、こうした「ゴシック・ポリティ」は、崩壊し、既にフランス、スペインといった国々は絶対王政に至つた⁽⁷⁾。これに対して、イングランドは、辛うじて、絶対王政に至ることを免れています。他の諸国では衰退しているが、イングランドにおいては、時代に応じてその名称や、形式は変化しつつも、至高の権力を有する議会は、国民の起源以来存在し、現在まで存続している⁽⁸⁾。それでは、この「ゴシック・ポリティ」の担い手たる「貴族」の存在の帰趨は如何なるものであろうか。

シドニーによれば、「今日では、金或いは顛覆により獲得された諸特権により、その人の或いは祖先の業績は考慮されることなく、公爵duke, 侯爵marquessなどと呼ばれる人々」が存在する。彼らは、彼らの威儀を王が後見しようとしなくなれば、地に墮ちるところの王の「被造物」に過ぎない。だが「貴族」の真の徵表は、自己の祖国に対する奉仕において示された「徳」であり、「北方の諸国民」は、彼らとその子孫とに大きな敬意を払ってきた。他方、トルコのような、大多数の東方の専

制国においては、貴族団は存在せず、如何なる人間も、君主の直接の引き立てによってのみ、平民のうえにたつ機会を得ることができた。これに対し、「全ての、法に則った北方の諸王国 legal kingdoms of the Northにおいては、統治の力は常に貴族団に存していた」。これらの諸国では、悪辣な王の侵害に対する最良の防壁として、大所領を保持し多くの借地人や扶養者を持つことにより、王であれ、コモンズであれ、極端に走らんとする者を掣肘し得る人々の位階が定められた。そして、これらの諸国民がキリスト教に改宗した後も、聖職者たちと、貴族たちとは協力し、「公共の自由」を擁護した。さらに、シドニーは、現在我々が、「コモンズ」と呼んでいる人々も、常に統治に参与しており、統治を運営するカウンシルにその席を占めていた、とする。従って、彼らは、その多数が、その古来性及び卓越性両者においても、名ばかりの貴族に何ら劣るものではないのである⁽⁹⁾。彼は言う。人が真に貴族に叙されるのは、その「徳」によってのみであり、また、勇気をもって祖国に奉仕した人々の子孫である人々に然るべき尊敬が払われるのは、その子孫が先祖に似ていると見做されるからである、と。ここには、ある程度、世襲の論理が混入しているとはいえ、「貴族」の資格の根拠が、個人の「徳」に他ならないことが、明確に示されている。「イングランド古来の貴族」の称号は、「戦時において人民を指導すること、王に助言をあたえること、裁判を執行すること、他の公共の諸義務を遂行することを、最も適切に実際になし、また、最良になし得た人々に与えられたもので、悪用による以外は世襲によるものではなく、いわんや金で買われるものでもなく、また卑しい奉仕の報酬として与えられたものでもなかつた」。このことは、古来からの秩序であり、かつその制度の目的もある⁽¹⁰⁾。

ところが、シドニーは、こうした「真の貴族」の徵表に依拠しつつ、以上のような古来の「貴族」とは異なった「貴族」概念を導入する。シドニーによれば、「北方の諸国」においては、「貴族」とは、祖国のために戦争にゆく人々を意味していた

故、人民が常に武装していたこれらの諸国においては、「貴族」とは即ち「無数の庶民 infinite multitude」のことであり、彼らはカウンシルを構成し、統治に参与していた⁽¹¹⁾。だが、今の名ばかりの「貴族」は言わば宮廷の被造物に過ぎず、金により名譽を買い取ったり、王へのへつらいの奉仕等により王に引立てられる。このように、名譽と官職との配分において王に対しておかれ信託は、悪用され、旧来のよき国制は転覆されている。かくして、現在では、国民は、自由人或いは「貴族」——ここで、シドニーは両者を同一の実体とする——と、王及び宮廷貴族とに分裂するに至った⁽¹²⁾。そして、現在の「コモンズ」についてシドニーはこう述べる。今や、「戦時に際して、彼らが身をもって、或いは財によって貴族を援助することが期待されるだけではない。国民の力と徳とは、まさに彼らに存しているということが、万人に認められているのであり、その特権が付随しているところの貴族の職務を、彼らが遂行しているが故に、彼らこそが、イングランドの眞の貴族であるということ、そして、古来から貴族により享受されてきた全ての特権は、必然的に彼らに属すべきであるということが言わねばならない」⁽¹³⁾。ここでは、有「徳」な「コモンズ」に、眞の「貴族」の称号が付与されているのである。

以上の如きシドニーの議論をまとめるならば、次の構図が描けよう。即ち、古来の「ゴシック・ポリティ」においては、大所領を持つ旧来の世襲の「貴族」が名実ともに存在しながらも、戦闘能力を有する自由人（=第二の意味での「貴族」）も存在しており、彼らはともに統治に参加し、王の権力を制限していた。だが、この体制が崩壊した現在では、前者の意味での「貴族」は消滅し、後者の意味での多数の「貴族」が、有「徳」な多数の「コモンズ」と接続され、王及び宮廷貴族と対峙している、というものである。こうした彼の貴族論には、確かに、王と「コモンズ」との間に立つバランサーとしての、かつての「貴族」の存在に対するシドニーのノスタルジーも垣間見られる⁽¹⁴⁾。それにもかかわらず、以上の如く、彼の議

論においては有「徳」な「コモンズ」の進出を歓迎する面が、より強力に示されているのである⁽¹⁵⁾。かくして、シドニーの認識においては、多数の有「徳」な、即ち公共のために戦闘しかつ政治的能力をも有する「コモンズ」が、戦争或いは征服の主体としてたちあらわれていた。こうした前提条件を満たして後、初めて、シドニーの理想である「拡大する共和国」の樹立が可能となるのである。

2 戦争及び征服

(1) 「拡大する共和国」

かくして、イングランドの国制は、シドニーの理想、即ち、全市民=自由人が武装能力を有し、積極的に領土獲得のために戦闘する共和政ローマに、統治の原理においてのみならず、統治形態においても近似してきた⁽¹⁶⁾。ローマが自由であった頃、彼らは、その「徳」をおおいに發揮し、イタリアの好戦的な諸民族を征服した⁽¹⁷⁾が、イングランドも、自由であった時代、即ちクロムウェルの「篡奪」以前の共和政期においては、スコットランド及びアイルランドを征服し、オランダに対する勝利⁽¹⁸⁾を得たのである。

前述した如く、シドニーは、ポピュラー・ガヴァメントの多様性を示す際、その国制が戦争に適するか否かをその分類上の重要な基準の一つとしていたが、彼は戦争乃至征服による領土の拡大を第一の目的とし、交易による富の獲得はその目的に役立つ限りで利用する国制が最良である、と主張する。この根拠として、シドニーは、まず、人類が、対外攻撃を意図せず平和に暮らす人々に対しても、侵略する性質を持っていることを挙げる⁽¹⁹⁾。この攻撃的な要素の指摘は、人間の自然(本性)の中の、際限のない恣意的な自由の追求の傾向という彼の主張に沿ったものであった。また、戦争や他地域の征服を頻繁に繰り返していた当時のヨーロッパ諸国の行動とも無縁ではなかったろう⁽²⁰⁾。第二に、交易を第一の目的とした国制は、ヴェネツィアのように金で平和を買った結果、敵の暴力に劣らず自ら雇った傭兵に脅かされることになることが稀ではなく、また、対外戦争以上に

国内の騒乱、陰謀に悩まされる⁽²¹⁾。ここには、対外戦争の遂行が国内の安定或いはその自由の維持のための一方策としての機能を持つという論理が示されている⁽²²⁾。確かに彼は、絶対王政の君主たちの「勇気」を、ある程度評価する⁽²³⁾が、こうした君主は偶然の産物に過ぎず、戦争遂行の有能な人材が継続的に供給されるのは、「徳」を基準として人民が指導者を選定することが可能な共和国である⁽²⁴⁾とする。さらに、国民の士気の問題としても、人が「自由な時、彼らは自らの祖国を愛し、常にその防衛のために戦う準備をしてい」る⁽²⁵⁾。従って、彼によれば、戦争のための国制は、共和国において初めて原理的に達成可能となり、この国制が最も安定性を備えていることになる。さらに、善き統治においては人口は増大してゆく故、人民の生存の維持に必要な領土の拡大は、戦争によってのみ獲得され得る⁽²⁶⁾。即ち、征服は、国内の人民の生存の維持、或いはその繁栄の確保のために不可欠な、富の源泉としての土地の取得としても位置付けられており、従って、征服は、一部には人民全体の利益、また一部には個々の市民の私的利害と密接に結びついていることが明らかである。だがまた、シドニーにとり、戦争は、人々の「気概」、「勇気」という「徳」が発露される場であると同時に、この場が、公開され、人々の耳目に触れることによって、「徳」の教育効果が期待される場でもあった。シドニーに言わせれば、「正当な戦争」なくしては、眞の「勇気」が、「徳」ではなく単なる犯罪となってしまう⁽²⁷⁾のである。

(2) 武力行使における二つの制限

しかしながら、シドニーとて、無条件に、武力の発動を称揚していたわけではない。このことは、国内における、為政者による武力行使の厳格な制限と、対外戦争及び征服における武力行使の制限との主張に見られる。まず、前節で見た如く、ポピュラー・ガヴァメント内においては、残酷な刑罰は稀で、市民の「血は僕約」されていた。そして、「軍事的剣military sword」の使用を任せている最高の為政者といえども、公共の善のためにこれを使用しなくてはならず、議会によって敵と

規定された相手に対してのみ、また、方法、場所、時を指定されて初めてその使用を許される⁽²⁸⁾。この制限は、彼の「篡奪」と「征服」との峻別の主張に現われる。即ち、正当な理由のため、正当な手段によって正当な戦争を行なう人は、獲得したものに対する権利を明確に持っている。これに対して、「全ての篡奪は、忌むべきものである」⁽²⁹⁾。

とはいっても、対外戦争或いは征服に際しても、一定の制限は設けられている。正当な戦争論も一応その一つとして数えられるであろうが、さらに次の制限が挙げられる。まず、掠奪或いは残酷な行為は、一つには道徳的な理由から、また一つには、一部の者の私的利害の増大によって、公共善のための統治が危険に陥るという理由から、禁止される⁽³⁰⁾。さらに、場合によっては反抗も認められる。例えば、ローマに敗北したプリベルナテス人は、やむなく講和を申し出た際にも、あくまでも自らの自由の矜持、誇り、勇気を失わず、悪条件ならば依然反抗をも辞せずとの態度をとった。これに対し、ローマ側には彼らの不遜さに嫌悪感を示した者もいたにもかかわらず、ローマの元老院議員のうちの「最良の人々」は、彼らを「人間即ち自由人」に価すると認め、彼らに市民権を付与した。シドニーは、人が抑圧に抵抗し、自らの自由を防衛することは犯罪でないとし、こうした、勇気あり、有徳な人民ならば、征服者と同じ自由を享受するに価する、と述べる⁽³¹⁾。また、彼は、ラス・カサスの著作を引用し、征服者が現地人の利益を考慮しないなら、その国を支配する権利を持たないともしている⁽³²⁾。

(3) 「征服」と「同意」

ところで、前章で見た如く、シドニーは、人民の同意のみを、政治社会及び為政者の設立の正当(統)な根拠とした。だが、ここで、こうした対外征服の主張は、たとえそれが一定制限されたものであるとはいえ、他国乃至他地域の人々の権利を侵害することになるのではないかという問い合わせが当然生じてくる。このことについてのシドニーの議論は、如何なるものであろうか。

まず、シドニーは、フィルマーが、権利rightよ

りも権力powerを優先的に認めることにより、全ての「世襲の権利」を破壊することになるということに気付いていないようであると皮肉り⁽³³⁾、武力・暴力forceは決して権利の権原root of the rightではないとし、契約contractの介入によって初めて権利が生じる⁽³⁴⁾と主張する。確かに彼は、ある政治社会或いは為政者権力の獲得の方法として武力を一旦承認する。彼は言う、「自由を享受している人々は、同意或いは武力なしにはこれを奪われない」。それにもかかわらず、いかなる一人の人間も多数の人々に強制することはできないし、また、それが可能であるとしても、そのことによって彼に権利が付与されるものではない⁽³⁵⁾。以上の如く、シドニーは、基本的には、単なる実力・武力と、権利との区別を維持せんとしている。だが同時に、彼は征服者に対し正当な権利を付与する余地をも残している。即ち、「ノルマン・コンクエスト」のように征服者が、武力により征服した後、行動を改めて、権力の行使を、正義に従わせ、被征服民の同意をとりつけられるよう努力し、これが成功した場合である⁽³⁶⁾。

しかしながらそれでもなお、「征服」と「同意」との矛盾は、以下の論議に示される。即ち、サクソン人は、イングランドに上陸した際、先住民のブリテン人の王に土地を与えられ生活していたが、人口が増大し、遂に裏切りによって多数のブリテン人貴族を殺害し、王をも投獄した。シドニーは、権力それ自体のみを重視し、これを獲得した手段に対しては関心を払わないフィルマー等を除けば、人々は、この残酷な行為は、決して権利を創り得ないと言うであろうと述べる。しかし、彼はこれにすぐ続けて、もし権利がこのように獲得されたということを認めるとしたら、その権利及び獲得された土地は、指導者にではなく、自由人として戦闘した国民全体に属さなければならない、とする⁽³⁷⁾。そして、「偉大で勇気ある」イングランド人は、ともに自由を愛する人々であるところのサクソン人とノルマン人とから構成されており、両者は、「血と、彼らに共通する諸権利を防衛する利益において結合している」⁽³⁸⁾と述べる。ここに見ら

れる如く、シドニーは、ノルマン人の征服を、サクソン人の利益の共有という形で解決しているが、それ以前の被征服者であるブリテン人の権利はいつのまにか消滅してしまっているのである。即ち、彼が、その土地を征服した人民に対し、権利を、彼ら全体に共通なものとして付与したことにより、結果として、自らが強調したところの、権力powerと権利rightとの、或いは、武力forceと権利rightとの区別を不明瞭にし、彼が反駁せんとしたところのフィルマーの主張に近付いてしまったことは否定し難い。かくして、政治社会設立の唯一正当な根拠としての人々の同意という彼の主張は、彼の議論全体においては、その一貫性を失うこととなった⁽³⁹⁾。

以上の如く、シドニーの認識においては、「ゴシック・ポリティ」は崩壊し、その結果、旧来の貴族は永遠に没落したものとされ、代わって、「コモンズ」が、「真の貴族」の権利資格titleを付与され、今や、彼らが、戦争において不可欠の担い手としてたちあらわれていた。しかし、彼の「拡大する共和国」の議論は、諸個人乃至人民の同意による国制制定或いは為政者樹立の権利という彼のもう一方の議論との齟齬を免れていないことが明らかとなった。これは、社会契約説におけるような個人の権利或いは自己利益の保全の論理と、これと必ずしも重なり合わないところの、公共のために自らの生命を賭しきえもする「勇気」「気概」を発揮する場としての戦争の論理との矛盾とも言い得る。両者は、個人の、主意主義的な自由の表現という面では連続しながらもなお、この点で相互に齟齬をきたす側面を有していたのである。だがいざれにせよ、このように、彼は、「コモンズ」の大規模な析出状況に対応して、その情念の表出経路の一つとして戦争という場を設定したのであった。しかしながら、この議論は、シドニーの言辞とは裏腹に、不安定性要因、即ち、拡大に伴う統治構造の変化⁽⁴⁰⁾の可能性を抱え込むものであった。従って、その意味で、シドニーのこの議論は、ポピュラー・ガヴァメントは、対外的にも対内的にも好戦的で⁽⁴¹⁾安定性を欠く、というフィ

ルマーの批判をある程度支持することになったのである。

第三節 「変化」、「騒乱」、そして国制の「変革」

へ

前節では、「ゴシック・ポリティ」崩壊後、「徳」の担い手が「コモンズ」へ移行した、という彼の認識を検討してきたが、ここでは、この認識を、彼の歴史（＝「変化change⁽¹⁾」）観の全体像と接続させ、しかる後、人民の「徳」の発揮の舞台である「騒乱」、及び国制の変革論について考察してゆくことにしたい。

1 「変化」—歴史の展開過程及び「変革」—

(1) 善き統治内における「変革change」

シドニーは、「善き統治は、土台の変化がなくとも、上部の構築物superstructureにおける諸変化を許す」として、共和政ローマの例を挙げる。人民は、王を追放した後、貴族たちに自らの指導者として権力の行使を委託した。だが、貴族たちが傲慢になりはじめると、彼らを抑制するため護民官が創設された。これは、平民が「勇気」及び行動において、貴族のうちの最良の人々と比肩し得るようになり、彼らが為政者職、軍事的指導者職に就くことが可能となつたことにもよっていた。こうして彼は、ローマ国力の源泉としての平民の戦闘能力及び政治的能力の向上を強調する。そして独裁官及び他の官職等の創設や廃止も、公共善という統治の目的に従って、法の枠内で行われた変革であった⁽²⁾。以上の如く、ローマの「善き統治」においては、諸情勢の変化に適応して、統治形態における諸々の変革が、騒乱を伴つたとはいえ、極端な流血や悲惨さなしに上首尾に行われ、より安定乃至繁栄した状態に向かった。彼によれば、「変革」は不可避である。何故なら、「人間の叡知」は、一国及びその近隣の人民の諸力、生活様式、性質、宗教或いは利害関心との関連において、その当時認識されたことに従つて統治をたてる以上には及ばない⁽³⁾からである。かくして、フィルマーが、共和政ローマの不安定さの証示とした為政者の形態、数或いは名称の変動changeを、シドニーは逆に、その自己革新的安定性の証明とする⁽⁴⁾。こ

うした彼の議論においては、スコットやヒューストンが指摘するように、マキアヴェッリの、創設期の体制或いは原理への立ち戻りという主張にとどまらない、創設期の国制さえも更新する、という視点が、看取されよう⁽⁵⁾。シドニーによれば、人間は不完全な存在である故、立法者とて万能ではあり得ず、「不变の原理」のみが永久のものである。そしてこの原理は主として「公共善」⁽⁶⁾とされるが、その具体的な内容は、時代により変化していく可能性を包含している。従つて、当初の立法者の設立した体制それ自体と、「不变の原理」とが剝離され、この原理がそれ自体で、独立した固有の運動を開拓していく契機を備えているのである。

(2) 国制の「変改」及び「改善」

(i) 統治の「変改」

これに対して、シドニーは、絶対王政への「変改」は、「不变の原理」の変更となるが故、より根本的変革が必要となる、とする。例えば、カエサルは、武力forceにより、至高の為政者の職を侵し万人に帰属していた権利を篡奪した。このカエサルの篡奪こそは、統治の根幹及び「不变の原理」における致命的な変改changeであった⁽⁷⁾。この場合、ローマの善き国制からローマの人民が離反したことにもその一因が求められる⁽⁸⁾。確かに、シドニーにおいては、歴史についての循環的見解も見られる。「頂点に登りつめた人々は、この頂点の状態を長くは保てない」のであり、変化による「腐敗」は避けられない、とも述べる⁽⁹⁾。だが、同時に、彼の議論に貫徹しているのは、こうした不可避的変化に対して一定程度、人が、主体的に対応していく態度なのである。彼は次のように言う。現在のフランス人民は、国民の自然的自由である主権の限界を決定する自由と、王の権力が制限されていた古来の統治とを、自ら放棄した⁽¹⁰⁾。王一人の意志に依存する奴隸状態がいかに邪悪で恥すべきものであっても、その災いは彼ら自身が招いたものである⁽¹¹⁾。「時間は何も変化させず、今の時代に生じた諸変化は、ただ、統治の変改によってのみ生じた」⁽¹²⁾。つまり、彼は、フランスにおける王の恣意的統治は、人間の作為の結果であるのみ

ならず、人々の拱手傍観という不作為にもその原因が求められるとするのである。従って、彼は言う。他の世界の諸国民のうちでも、「力forceによって諸自由を抑圧せんとする試みがなされたとき、イギリス国民ほどこれらを上首尾に防衛してきた人民は他にない」が、我々は、それでもなお、「より危険な策略や過ちへの企図から、これらを守ることに注意しなければならない」⁽¹³⁾。

(ii) 歴史の「改善」過程、文明化過程

さらに、シドニー歴史観には、ポコックの述べる如き、歴史の不可避的な変化過程——しかし、今や人間にとて理解不可能ではない社会的・物質的变化過程⁽¹⁴⁾——を、単に「堕落」とみなすのではなく、肯定的に捉える側面も存在している⁽¹⁵⁾。まず、シドニーは、皮肉混じりに、フィルマーが称揚する如き「栄光ある主権」を有する君主政は、「野蛮なアラブ人」等の間で見られるのみで、文明諸国civiliz'd nationsにおいては見られない、とする⁽¹⁶⁾。無論、イギリスとて、かつては、永らく野蛮状態にとどまっていた⁽¹⁷⁾。だが我々の祖先は、当時、王政以外の他の統治を知らなかつたのであり、後代の人間は、王としての職務を正しく遂行していない人間をその地位から正當に排除し得るのみならず、不都合が見出だされたならば、他の統治形態を設立することが可能である。「法の権威と同様、慣習の権威は、その公正さにのみ存している」。従って、祖先が、その野蛮な、或いは無知の時代に犯した過ちを、文明化された人民polite people⁽¹⁸⁾が廃止するのを禁じる理由は見当らない⁽¹⁹⁾。かくしてシドニーは、人間が、自らの利益になることを発見し、目的達成のための悟性を利用すべきことを強調する。彼は、技芸artと訓練による改善がなければ、「人間の自然」は、アフリカ、アメリカ、アジアで見られる如き野蛮状態に止まる⁽²⁰⁾とし、武器の発展や、印刷術の発明等を、人類に利益をもたらした主要な技芸として礼賛する。そして、彼は、こうした「改善」を、「他の全ての物事が殆ど絶対的に依拠しているところの」統治にも適用することを主張するのである⁽²¹⁾。ここには、スコットも述べる如く、

明らかに「技芸」及び「学問」による人類の利益の促進・改善の視点が現われている⁽²²⁾。そして、富と交易との増大について、シドニーは、両義的な評価を与えながら⁽²³⁾も、富の態様という点において、文明化された国においては、国民全体に富裕さが行き渡っているのに対し、「野蛮」な国においては王のみが莫大な富をもち奢侈に耽る一方、人民は窮乏し悲惨な状態に置かれている⁽²⁴⁾と指摘するのである。

また、シドニーは、こうした観点からも、立法者の役割或いはその権威を相対化し⁽²⁵⁾、「諸々の統治は、正義の獲得及び（フィルマーも述べる如く）自由の保持のために設立されたのであるから、我々が追求すべきなのは、当初の統治ではなく、これらを最もよく供給する統治である」⁽²⁶⁾とする。かくして、統治の目的は、「正義」、「自由」、或いは「公共善」、「公正」、「人類の利益」⁽²⁷⁾等とされる。そして、この具体的な内容は、シドニーにあっては、実質的には、現在生きている人民の「利益」に解消されるのである⁽²⁸⁾。彼は次のように言う。全ての国は一世代或いは二世代毎に、国制の最初の体制或いは原理に立ち戻らねばならないと提案する人々もいた。だが、彼らは、この体制或いは原理自体が、善きものであるか悪しきものであるかを吟味するべきであった。しかし、このような完全さを備えた当初の体制或いは原理など、存在した試しはない。従って、如何なる「変化」も許さない人々は、人類から、叡知、勤勉、経験、そして理性の正しい行使から生ずる恩恵を奪い、彼らを、祖先たちの野蛮で悲惨な状態に止めておくことになる。だが、これは人間より狼にふさわしい状態であろう⁽²⁹⁾。

(iii) 国制の「変革」への展望

以上の如き視点を持つつ、彼はこう述べる。確かに我々の祖先はよい意図をもっており、これを達成するための正しい経路をとってきたように見える。だが、彼らが確立した統治には唯一の欠陥が付随していた。即ち、これは永遠のものではないということであった。従って、我々がもし祖先に敬意を払うならば、人間の活動に永遠に付き

まとうこの欠陥の故に祖先を非難することなく、彼らの意図を知り、新しい国制によって、この旧い国制にもたらされた亀裂を修復することが必要である。我々が彼らと同じ気概spiritを持って行動するならば、我々の国を、その古来からの自由、尊厳及び幸福へと回復させることができよう。だが、これを我々がなさないならば、それはあくまでも我々の責であり、祖先の「徳」や歴史の欠如の故ではない⁽³⁰⁾、と。

彼は、このように、「ゴシック・ポリティ」が、今や、完全に崩壊したという感情を持つつも、有「徳」でかつ富裕な「コモンズ」の進出を背景とした国力の上昇に希望を見出だし、これを基礎とした、言わば「自由の砦」をイングランドに求める自負心を抱いていた。シドニーは、この、両義的な側面を有する歴史過程に対し、一面で人間の万能でかつ永久的な作為を断念しつつも、にもかかわらず他面で、人間の作為の契機を一定程度承認し、むしろ後者を積極的に強調した。これは、一部には歴史の研究により得られた、人間の活動行為の限界についての洞察、一部には人民の主意主義的な自由ないし権利の承認に由来するものであろう。そして、この人間の一定の作為は、統治の「墮落」の過程には断固として抗するものであると同時に、文明化の過程、言わば「善き歴史の進展過程」に即応するものではなくてはならない。従って、フランスの絶対王政が、たとえ古来の「ゴシック・ポリティ」の「革新innovation」と呼ばれることがあるとしても、実はこの「革新」は、人類の「便宜」を促進してきた文明化過程からすれば「野蛮」への立ち戻りに他ならない。従って、「祖先の善き統治」も、フランスに見られる絶対王政も、現在のイングランドの文明の進んだ地点からするならば、時代遅れの統治に過ぎず、現在生きている我々自身の利益に従って、我々は国制を変革せねばならない。そして、この国制変革乃至新国制の樹立は、人々の「徳」の発揮のアーリナとしての、かつ、人民の同意を得たところの、「正当な騒乱」、人民による総騒乱general revolt⁽³¹⁾によりなされるという展望が開かれるの

である。

2 「騒乱sedition」による国制の「変革」

(1) 「正当な」騒乱

シドニーは、絶対君主政の「奴隸状態」——たとえこれが「平和」であるとしても——に比して、内乱や騒乱は、国民にとっての最大の災いではないとする⁽³²⁾。まず、彼によれば、この世では、内乱、騒動、騒乱の可能性を完全に免れた統治はあり得ない⁽³³⁾。例えばポピュラー・ガヴァメントは、常に人民の人口、力、富、及び勇気を増大させており、また、市民は「公共のもの」に関心を抱いている故、これを巡る騒乱や口論は、不可避である⁽³⁴⁾。前述した如く、共和政ローマにおいては、この種の騒乱が、統治にとって、むしろ有益な結果をもたらした⁽³⁵⁾。そして、より悪しきものは、国民に、防衛すべき価値あるものを残さず、彼らを如何なるもののためにも闘う力も勇気も欠くほど、悲惨で柔弱かつ卑しい状態に置くことである⁽³⁶⁾。

さらに、彼は、「正当な」騒乱について、こう述べる。ある人々にとっては、この表現は、奇妙かもしれない。しかし、神は人間が互いに正しく生きるよう定め、いかなる人に対しても侵害を禁じた。だが侵害を禁じている諸法も、これに服さない人間に対して罰を科さないならば、無駄に終る。つまり、不正義は罰されなくてはならない。そして、そもそも為政者は、「正義の剣」及び「戦争の剣」を与えられ、人民を国内及び外国の不正な侵害から守るべきとされている。しかるに、この職務を為政者が果たさず、逆に、国民に対し有害な結果をもたらすことは、神の定めに反する。侵害を阻止したり、罰する方法は、裁判或いは超裁判的方法の二つしかないが、そのうち前者は、これに服そうとしない者或いは逆に裁判官を恐れさせ得る者に対しては、効果はない。従って、本来不正義を罰すべき為政者がこうした神の定め及び人間の法を破壊する場合には、また、騒乱、騒動、戦争以外には彼らを抑制し得ない場合には、神及び人間の方法によって、これらの騒乱は正当とされる⁽³⁷⁾。そして、シドニーは、各人の「コモン・

センス」を信頼し⁽³⁸⁾、各個人は、自らの安全と便宜のため為政者に服しているが、自らに関する事柄を、自らの意志に従って決定する権利を依然保持しており、これと同じ権利が、全人民にも帰属する⁽³⁹⁾、とし、これらの騒乱における判断権を各個人及びその集合体である人民に付与するのである。

(2) 新国制の樹立と議会

ここで、歴史の進展過程についてのシドニーのパースペクティブを踏まえ、彼の国制変革の議論を総合するならば次の如くになろう。

「ゴシック・ポリティ」においては、王が人民の信託に違背した場合、人民にとっての救済策は、主として旧来の貴族による実力に担保された不安定なものであって、これに伴う王位継承をめぐる武力闘争からも免れ得なかった。加うるに、現在では、バランサーとしてのこの貴族は永久に消滅し、有「徳」な多数の「コモンズ」と、絶対化しつつある王との間の衝突が惹起されており、旧来の体制に復古することはそもそも不可能となっている。そして、今や、この絶対君主との戦争状態或いは法的救済手段のない自然状態⁽⁴⁰⁾にイングランドは投げ入れられているのであるから、「自由の砦」たるイングランドの課題は、文明化の進展過程に即応しつつ、有「徳」の「コモンズ」を主体として、新たに人民の自由が保証され、かつ、安定性をも備えた統治を確立することである。この統治においては、信託違反を犯した為政者に対する撃討を、貴族の武力に依拠したそれから、法によるそれに代え、国内の武力闘争から人民を守ることが可能となる。ここで、シドニーは、王の権力の存在は、如何なる人定法のそれにも先行し、法は、王の意志や好みを伝える手段である、とするフィルマーの議論を逆用する。即ち、法の存在に先行するところの、恣意的或いは専断的権力 arbitrary powerなくしては、法は制定され得ない。このことは、如何なる社会、如何なる統治の確立も、これを構成する人々の意志による専断的行為である他ないことと同様である⁽⁴¹⁾、として、この権力を人民に帰属させるのである。従って、

イングランド人民の新国制樹立のための、正当な総反乱において、第一章で見たところの人民の国制制定の権利及び権力が、再びたち現われることとなる。

かくして、固有の歴史を有するイングランド国制の制度が、本章第一節で見たポピュラー・ガバメントの運営理念と接合される。これは、イングランド古来から存続している議会——無論、その意味は、前述してきた如く、シドニーにより、人民主権の制度的表現として読み替えられている——を支柱としながら、同時に、主として共和政ローマをモデルとした、新たな国制の構想であった⁽⁴²⁾。王は大権をほぼ剥奪され⁽⁴³⁾、議会は、議会召集解散権⁽⁴⁴⁾を自ら有し、しかも、立法権⁽⁴⁵⁾、王位継承決定権⁽⁴⁶⁾、最終裁判権⁽⁴⁷⁾、条約締結権、同盟権⁽⁴⁸⁾、軍事権⁽⁴⁹⁾を有するとされる。そして、「コモン・センス」をもつ有「徳」な人民の意志が、これもまた有「徳」なリーダーの集合体たる議会により、調和的に吸收乃至体現される。従って、ここに至り、殆ど全能といってよい議会による自己統治の体制、即ち、実質的共和政の構想が出来する⁽⁵⁰⁾。今や、この国制は、「コモンズ」の進出を背景として、現在生きている人民の「意志」を「不变の原理」とし、その国制全体に活力を常時補給するところの「心臓部分」として、議会という制度を備えているのである。

以上の如く、人民の「徳」の発揮の舞台としての「正当な」騒乱は、まず、ポピュラー・ガバメント内においては自己革新の手段とされ、さらに、現時点における、より大規模なそれは、イングランドの課題に対応した新たな国制の設立の手段とされた。そして、この議論においては、「徳」の強調と並んで、人民の「権利」、「同意」といった主義主義的な「自由」の要素が一貫して導入され、この新たなダイナミズムの要素が、新国制の中心部に、制度的に設定されることとなった。即ち、議会は、不斷に自らを革新してゆくところの、人民の「徳」の発揮の場であると同時に、その権利及び利益の主張の場として、明確に位置づけられたのであった。

結語

シドニーは、確かに、政治社会において公共に献身する「徳」を強調した。だが同時に、彼は、前政治社会的な個人の「権利」を、神及び「自然」から授与されたものとして弁証した。この「権利」は、一面では、人間の作為によらず、あらゆる個人に共通する客観的規範としての性格、また他面では、自己の利益を追求する個人の主意主義的な自由の表現としての性格を併せ持っていた。シドニーによれば、「権利」は、より善き政治社会の実現に向けて、諸個人が公共的なるものへ参与するための、前提条件であった。彼のこうした「権利」の主張は、フィルマーの議論に対する反駁の過程から打ち出されたものであったのみならず、当時の「コモンズ」の政治的、軍事的或いは経済的な能力の向上についての彼の認識にも由来していた。

以上の如き諸個人の平等な権利を基礎としたうえで、シドニーは、政治社会の質を担保する「徳」の重要性を、説いたのである。その際、彼は、「徳」を、身分制の束縛から解き放って、あくまでも公共に献身する能力を有する個人、或いはそれに向けて努力する個人に帰属させた。シドニーは、まず、情念の抑制という「徳」を強調した。しかし同時に、彼は、個人の「権利」及び利益を含んだところの主意主義的な自由を表出するための合「国制」的な経路を整備し、これを「徳」に接合させることにより、ポピュラー・ガヴァメントの、「柔構造的安定性」を提示した。ここにこそ、シドニーの思想の要諦が存していたのである。

勿論、彼の、「徳」の発揮の場としての戦争という議論は、自らの社会契約説的な議論、とりわけ、他地域における諸個人の政治社会設立の「権利」の主張との矛盾を生み出すことになった。それにもかかわらず、一つの政治社会内においては、個人の主意主義的な「自由」、また、その公共への参与という「自由」を媒介として、「徳」と「権利」とは、相互に接続関係にあり、また、調和裡に共存していたのである。この関係は、政治社会の統

治・運営において、さらには新国制の樹立の際の「正当な」騒乱においても示され、とりわけ、議会においてその制度的表現が見出だされた。そして、議会を核としたこの政治体においては、国制というあらかじめ枠付けられた範囲で「徳」が発揮されるにとどまらず、この枠を越えて無限にその裾野を拡大してゆくところの、動態的な「権利」の契機が、より強力な形でビルト・インされていたのであった。このことはシドニーが「人間の自然」の墮落の側面、即ち、人間の、恣意的自由を追求する側面を認識しつつも、それにもまして、人間の理性的な側面に、より多大な信頼を寄せていたことを意味しており、この多大な信頼が、逆説的に、人々の「権利」と利益とを解放する途を開くことになったと言い得るのである。

シドニーの議論は、その意味で、「近代」への流れに沿ったものであった。そして、今日では、基本的人権が保証される範囲は、シドニーの生きていた時代からは考えられなかったほど、拡大した。現在生きている我々が、シドニーの思想を、今なお「生きているもの」ととらえ、その中に、我々自身の問いを見出さんとするならば、少なくとも一つには、次の問い合わせられるよう。即ち、「近代」の成果であるところの、政治社会を構成する諸個人の自由、平等、「権利」の承認を前提としたうえで、如何にして「公共的なるもの」及びこれに奉仕する「徳」を確保してゆくか、ということである。このことが、「徳」と「権利」とを両立させることにより、自由な諸個人から成る自由な政治共同体を救い、かつこれを維持存続せんとした、シドニーの思考及び活動における試みから示唆されることなのではないだろうか⁽¹⁾。

註

序

- (1) G.P.グーチ,『イギリス政治思想I』,堀豊彦・升味準之輔訳,岩波書店,1957年,122—128頁。
- (2) Sabine, G.H., *A History of Political Theory*, 4th ed. Hinsdale Dryden Press, revised by Thorson, T.H., 1973. pp. 459-477.

- (3) シドニーにおける‘government’という語の意味は、日本語における「政府」という語に示される意味にとどまらず、統治形態に加えて、そこに生きている人々の生活様式、諸関係、道徳を含めた「統治」の総体をさす。つまり、「国制constitution」という語とほぼ同じ意味内容を示しているのである。このシドニーの用語法については、本稿の行論において明らかになってゆくはずである。なお、「統治」乃至「国制」という用語の意味については、例えば、d'Entrèves, A.P., *The Notion of the State: An Introduction to Political Theory*, Oxford, Oxford Univ. Press, 1967, pp.69—74. (邦訳、石上良平訳、『国家とは何か』、みすず書房、1972年、特に、83—89頁。) Leo Strauss, *Natural Right and History*, Chicago, The Univ. of Chicago Press, 1952. pp.135—137. (邦訳、塚崎智・石崎嘉彦訳、『自然権と歴史』、昭和堂、1988年、150—152頁) 参照。
- (4) Sidney, Algernon, *Discourses Concerning Government*. 最近のリプリント版には次のものがある。London, Gregg International Publishers, 1968., New York, Arno Press, 1979., West, Thomas G., ed., Indiana Polis, Liberty Classics, 1990. なお、本稿は、1698年版をリプリントしたウェスト編集のものをテクストとして用いた。以下、本稿では、参照頁をDis., p-と示し、section全体にわたるものは、chap. sec.-と表記する。
- (5) Carswell, John, *The Porcupine: The Life of Algernon Sidney*, London, John Murray Publishers, 1989., Scott, Jonathan, *Algernon Sidney and the English Republic, 1623-1677*, Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1988. *Algernon Sidney and Restoration Crisis, 1677-1683*. Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1991., Houston, Alan Craig, *Algernon Sidney and the Republican Heritage in England and America*, New Jersey, Princeton Univ. Press, 1991. また、雑誌論文としては、Worden, Blair, “the Commonwealth Kidney of Algernon Sidney”, *Journal of British Studies* 24 (January 1985), pp. 1-40. なお、邦語文献では、唯一、今中比呂志『イギリス革命政治思想史研究—リチャード・バクスターとアルジャノン・シドニーを中心として—』御茶の水書房、1977年が、以下に述べる研究潮流とは別個に、シドニーの『統治論』について分析を加えている。
- (6) 「共和主義修正学派（主義）republican revisionism」と言う語は、例えば、クラムニック、ヒューストン等が使用している。Kramnick, Isaac, “Republican Revisionism Revisited”, *American Historical Review*, 1982, June, No. 87., pp. 629-664. 及びHouston, op. cit., introduction. 参照。今日、英米の学界においては、これを、単に「共和主義republicanism」と呼ぶことが多い。また、「公民的（政治的）人文主義civic humanism」と言う語については、佐々木武「『英國革命』1776年」、阿部齊・有賀弘・本間長世・五十嵐武士編『アメリカ独立革命—伝統の形成』、東京大学出版会、1982年、所収、特に186—188頁を参照。この研究潮流の解説として、日本語文献では、佐々木武前掲論文の他、有賀貞「アメリカにおけるアメリカ革命史研究の展開」、『アメリカ革命』、東京大学出版会、1988年、第VIII章、特に287—298頁が有益である。欧文では、多数あるが、一応、簡潔に概括してあるものとして、上記ヒューストンの序文の他に、Shalhope, R.E., “Toward a Republican Synthesis: The Emergence of an Understanding of Republicanism in American Historiography”, *William and Mary Quarterly*, 3rd Ser., 29, January 1972, pp. 49-80., 同著者の, “Republicanism and Early American Historiography”, *W. & M.Q.*, 3rd Ser. vol. 39, April, 1982, pp. 334-356., Banning, Lance., “Jeffersonian Ideology Revisited: Liberal and Classical Ideas in the New American Republic”, *W. & M.Q.*, 3rd Ser., vol. 43, January 1986, pp. 1-19., Pangle, Thomas, “Classical Republicanism”, *The Spirit of Modern Republicanism*, Chicago, Univ. of Chicago Press, 1988, pp. 28-39., Diggins, J.P., *The Lost Soul of American Politics*, New York, Basic Books Press, 1984. のintroduction, また,

- Millar et. al., eds., *the Black well Encyclopaedia of Political Thought*, Oxford, 1987. の‘republicanism’の項も参照。
- (7) Fink, Zera S., *The Classical Republicans: An Essay in the Recovery of a Pattern of Thought in Seventeenth Century England*, Evanston, Northwestern Univ. Press 1945.
- (8) Robbins, Caroline, “Algernon Sidney’s Discourses Concerning Government: Textbook of Revolution,” *W. & M.Q.*, 3rd Ser., 1947, pp. 267-296. 及び *The Eighteenth-Century Commonwealthman: Studies in the transmission, Development and Circumstance of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with the Thirteen Colonies*, Cambridge MA, Harvard Univ. Press. 1947.
- (9) *The Ideological Origins of the American Revolution*, Cambridge MA, Harvard Univ. Press, 1967., *The Origins of American Politics*, New York, Vintage Books, 1967. (邦訳, 田中和か子訳, 『アメリカ政治の起源』, 東京大学出版会, 1975年。)
- (10) 代表的著作として, Pocock, J.G.A., *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, New Jersey, Princeton Univ. Press, 1975. (以下, Pocock, “M.M.”と略記。) ポコックについては, 佐々木武, 前掲論文の他, 「マキアヴェリ, ハリントン, ポーコック」『創文』1987年, 281号。田中秀夫「ポーコック思想史学とスコットランド啓蒙」(上)『甲南経済学論集』1984年10月号, 所収, (下)同: 1986年3月号, 所収, 等を参照。
- (11) 例えば, 佐々木武, 前掲論文「英國革命」, 特に, 184—186頁, 及び, Katz, Stanley N., “The Origins of American Constitutional Thought”, *Perspectives in American History*, III, 1969, p. 474.
- (12) クラムニックの言葉による。Kramnick, op. cit. pp. 629, 648.
- (13) 例えば, Miller et. al., eds, op. cit., p433-436. また常備軍に対する民兵の対置については, 例えば, Pocock, “Machiavelli, Harrington and English Political Ideologies in the Eighteenth Century” *Politics, Language and Time : Essays on Political Thought and History*, Chicago, Univ. of Chicago Press, 1989. 等を参照。
- (14) 「」内は, 筆者による, 以下の著作を参考とした語である。たとえば, ポコック, 「ケンブリッジ・パラダイムとスコットランド人学者」, イシュトヴァン・ホント, マイクル・イグナティエフ編著『富と徳』, 水田洋・杉山忠平監訳, 未来社, 1990年, 所収。及び, “Virtues, Rights, and Manners : A Model for Historians of Political Thought” *Virtue, Commerce, and History : Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1981. を参照。なお, この問題については, Houston, op. cit. introduction. 及び, Thomas Pangle, “Republicanism and Rights” Licht, R.A. ed., *The Framers and Fundamental Rights*, Washington, AEI Pess, 1992., 佐々木毅「ヒュームと公共精神の問題」, 『思想』, 1987年10月号4—23頁, 等が参考となる。
- (15) 「アメリカ革命期においてミルトンの著作のみを例外として, 彼の生きた世紀の他のいかなる著作にもまして, シドニーの『統治論』は, 革命家たちのバイブルとなった」。Robbins, *The Commonwealthman*, p 46.
- (16) 例えば, ディキンソン及びカーステンは, シドニーを, 主として, 保守的な「古来の国制」主義の唱道者とみなす。Karsten, Peter, *Patriot Heroes in England and America*, Wisconsin, Univ of Wisconsin Press, 1978, P. 19-20. 及び Dickinson, H. T., *Liberty and Property*, London, Methuen, 1979, pp. 64-65. 「ネオ・ハリントニア」については, Pocock, M.M., pp. 406—以下, 参照。シドニーについては, 特に, ibid., p. 418. 及び pp. 421-422. 但し, ポコックはシドニーを必ずしも「ネオ・ハリントニア」と規定しているわけではなく, 微妙な言い回しをしている。
- (17) この文脈については, 註(6)の諸文献, 特に, Pan-

- gle, "Classical Republicanism", 及びDiggins, op. cit. 参照。所謂「コミュニタリアン」も広くはこの文脈で登場したと言えよう。このことについて、例えば佐々木毅『アメリカの保守とリベラル』, 講談社学術文庫, 1993年, 特に87頁を参照。
- (18) その直截的な表現の例として, 小川晃一・片山厚編『アメリカ憲法における神話と現実』, 木鐸社, 1989年, 所収の, ゴードン・S. ウッドの講演の「徳の喪失と私益の隆盛」という表題が挙げられよう。
- (19) このことについては, 例えば, Shalhope, "Republicanism and Early American Historiography.", 及びBanning, op. cit., 参照。その批判の代表的なものとして, 社会経済史的分析の欠如について, Appleby, J., "Republicanism in Old and New Context", *W. & M. Q.*, 3rd Ser., 43, January 1986. 等や, Kramnick, op. cit. を参照。また, テクストとの「対話」, つまりその内在的理解を重視せんとするシュトラウス学派による批判として, Pangle, op. cit. 参照。なお, これと関連して, 「パラダイム」, 「コンテクスト」を重視する方法論が, 唯一の「コンテクスト」の排他的乃至恣意的な主張というドグマティズムに陥る危険性を指摘したものとして, 佐々木毅「政治思想史の方法と解釈——Q. スキナーをめぐって——」, 『国家学会雑誌』第94巻7・8号, 所収, 124-142頁がある。
- (20) 註(5)参照。但しスコットはこの時期の政治史についても新たな視点を導入せんとしている。だが, その成果については疑問も提出されている。本稿第一章第一節註(4)参照。
- (21) 彼のこの議論について, 詳しくは本稿第二章第一節註(2)参照。
- (22) なお, 本稿は, シドニーの権利概念の分析を通じて, 「共和主義的修正学派」の, 私権乃至財産権に限定される傾向にあるところの権利概念の再検討をも促す。詳しくは本稿第一章第二節参照。また, 例えば, バニングは, 英米初期近代においては, 「共和主義」と「自由主義」とは, 論理的には対立・緊張関係を含みながらも, 歴史的には, 調和裡に共存してきたとする。Banning, op. cit. p. 12. これに対して, 本稿が明らかにするのは, この両者の「対立・緊張関係」及び「調和裡の共存」が, シドニーの思想において, 如何なる形をとっていたか, ということである。
- ## 第一章第一節
- (1) 以下, シドニーの生涯については, Robbins, *Textbook*., *Commonwealthman*., Worden, Blair, "The Commonwealth Kidney of Algernon Sidney", *Journal of British Studies* 24, January 1985. pp. 1-40., Scott, *English Republic*., West op. cit. foreword., Houston, op. cit., pp. 15-67. 及び, 今中, 前掲書, 151-180頁を参照した。
- (2) ヒューストンによれば, ローレンス・ストーンは, 貴族の教育を支配していた5つの重複する理念として, ①戦争する人間, ②教養ある人間, ③政治家, ④洗練された騎士道精神を持つ人間, ⑤芸術通, を挙げているとし, これはシドニーの家族にも当てはまる, と述べている。Houston, op. cit., p. 16. Stone, Lawrence, *The Crisis of the Aristocracy 1558-1641*, Oxford, Oxford Univ. Press 1965. p. 693.
- (3) 未公刊『宮廷の格率Court Maxims, Discussed and Refuted』はこの時期の著である。これはマニュスクリプトの形で以下の場所に保管されている。Warwickshire Record Office, England.
- (4) 「王位継承排除法案危機」から栄光革命までの歴史については, 例えば, Johnes, J.R., *Country and Court; England, 1658-1714*, Cambridge MA, Harvard Univ. Press, 1979. 邦訳文献の概説書としては, 浜林正夫『イギリス名譽革命史』(上) 未来社, 1981年がある。但し, スコットは, これを「危機」として過度に重要視することに疑念を表明する。Scott, *Restoration Crisis*.特に, pp. xiii-xiv, 9-25. これに対してはアシュクラフトの書評Ashcraft, Richard, *History of Political Thought*, Vol. XIII, No. 2. Summer 1992. pp. 347-349. がある。なお, 本稿では, この時期「排除法案」をめぐって, 反対派と賛成派との間に深刻な対立が存在し, これを背景としてフィルマーの『パトリアーカ』が公刊されたとの立場をとる。
- (5) Laslett, Peter, ed., *Locke, Two Treatises of*

- Government*, introduction, pp 31-37. Cambridge Texts in the History of Political Thought, Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1988.
- (6) Robbins, *Commonwealthman*, pp. 46-47.
- (7) 「カントリ」という語の用法についてはPocock, "Machiavelli, Harrington, and 18th. Century"., p. 107.を参照。
- (8) Robbins, *Textbook*, pp. 279-80, *Commonwealthman*, p. 46.
- (9) 例えば、水谷三公『英國貴族と近代—持続する統治1640-1880—』、東京大学出版会、1987年、5頁及び120—164頁。Jones, J.R., op. cit., p.1.
- (10) 水谷前掲書、165-204頁。尤も、水谷は、「政治」の成立を、主として、諸々の「インタスレスト」を前提としたその「マネジメント」に由来していると見る。特に同書122頁。
- (11) 例えば、アルバート・ハーシュマン『情念の政治経済学』佐々木毅・旦佑介訳、法政大学出版局、1985年、129頁。
- (12) 本稿では、Sommerville, J.P., ed., *Filmer, Patriarcha and Other Writings*, Cambridge Texts in the History of Political Thought, Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1990.を使用する。以下, *Pat.*と略記する。
- (13) なお、フィルマーの「神授の権利divine right」の理論について。フィギスの古典的な研究によれば、フィルマーの議論は、王権の起源を、「神による定め divine ordinance」と同様に人間の「自然」或いは「自然」法に基づけたため、ロックやシドニー、或いはルソー等による個人或いは人民の「自然の権利」理論への過渡となつたとされる。Figgis, John Neville, *the Divine Right of Kings*, Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1922.特にpp.148—165.また、ヒューストンは、聖書から導きだされる「神の法」、人間の理性と結び付けられる「自然の法」或いは、両者を兼ねた「神及び自然の法」という語は、当時、ロイヤリスト及びアンチ・ロイヤリスト双方において、広く用いられた、とする。Houston, op. cit., p. 74.
- (14) 以上*Pat.*, pp. 2-3.
- (15) 以上, *Pat.*, pp. 6-12.
- (16) *Pat.*, p. 23.
- (17) *Pat.*, p. 14.
- (18) *Pat.*, p. 12.
- (19) *Pat.*, pp. 18-19.
- (20) *Pat.*, p. 20.
- (21) 以上, *Pat.*, pp. 20-21.
- (22) *Pat.*, p. 57.
- (23) フィルマーはこの語を、暴徒の支配という意味をこめた「デモクラシー」(或いは「デモクラティカルな国家」「デモクラティカルな統治」)という話と互換的に使用している。以下の叙述では引用分を除いて、「ポピュラー・ガヴァメント」と統一する。なお、この語の意味については、次節参照。
- (24) 以上, *Pat.*, p. 25.
- (25) *Pat.*, p. 27.
- (26) *Pat.*, p. 28.
- (27) *Pat.*, p. 33.
- (28) *Pat.*, p. 29.
- (29) *Pat.*, p. 26.
- (30) *Pat.*, p. 31.
- (31) *Pat.*, p. 31.
- (32) *Pat.*, p. 24.
- (33) *Pat.*, pp. 31-32.
- (34) *Pat.*, p. 35.
- (35) 以下, *Pat.*, pp. 35-68.
- (36) *Pat.*, p. 35.
- (37) *Pat.*, p. 39.同趣旨p. 45.
- (38) *Pat.*, p. 40.
- (39) *Pat.*, p. 45.
- (40) 以上, *Pat.*, p. 41.
- (41) *Pat.*, p. 55.
- (42) *Pat.*, p. 58.
- (43) *Pat.*, p. 45.
- (44) *Pat.*, p. 44.
- (45) この問題については、本稿次節及び、第二章第二節参照。また、「デ・ファクト論争」については、Houston, op. cit., pp. 77-78.が比較的簡明な整理を行っている。
- (46) 本稿第二章第二節参照。

(47) *Pat.*, p. 21.

(48) *Pat.*, p. 11.

第一章第二節

(1) 勿論、この「個人」は、シドニーにとって、一定の道徳的・知的・経済的独立を確保し得る男子に限られている。このことについては、Houston, *op. cit.*, pp. 204-208. 参照。

(2) この指摘はすでに、ニュアンスの違いはあれ、ある程度スコット、ヒューストン、ウェストによってもなされている。Scott, *English Republic*, pp. 35-39., *Restoration Crisis*, pp. 214-220., Houston, *op. cit.*, pp. 102-103, West, *op. cit.*, foreword. 参照。本稿にとり、この相互に矛盾する可能性のある二方向の「自由」の行方が重要となる。

(3) *Dis.*, p. 30.

(4) *Dis.*, chap. 1, sec. 9, 10, 11, chap. 2, sec 4, 5, 31. chap 3, sec 33.

(5) *Dis.*, chap. 2. sec. 20. 表題。

(6) *Dis.*, chap. 2. sec. 20. また、freemanとslaveとの対比、これと結びついたfree nationと、そうでない国民との対比について、たとえば、*Dis.*, pp. 440-441. ちなみに、ダントレーヴによれば、政治的権力乃至自由は、屈従的精神の人々の間では成立しないという考え方方は、ヨーロッパの伝統的見解であったとされるが、シドニーの議論は、この伝統を示す端的な一例であると言えよう。d' Entrèves, *op. cit.*, pp. 192-193. (邦訳, 235-236頁)。

(7) *Dis.*, p. 191.

(8) *Dis.*, p. 193.

(9) *Dis.*, p. 187. 同趣旨 *Dis.*, pp. 187-189, pp. 191-192., p. 350.

(10) なお、当時のcivil societyという語がpolitical societyと同義であったことについては、例えば、福田歓一「日本における政治学史研究」、有賀弘・佐々木毅編『民主主義思想の源流』、東京大学出版会、1986年、所収、269-299頁参照。

(11) 以上、*Dis.*, chap. 1, sec 9, 10., chap. 2, sec. 4, 5.

(12) *Dis.*, chap. 2, sec. 5. 特に p. 98.

(13) *Dis.*, p. 83.

(14) *Dis.*, pp. 30-31.

(15) *Dis.*, p. 99.

(16) *Dis.*, p. 104. 但し、人々は一度その社会に入ったならば、その社会の法に従わねばならず、一定程度その自由を削減しなければならない (*Dis.*, p. 104.)。だがこの自由の削減の程度を、個人は社会への参加の同意の際に、判断する権利を持っており (pp. 31, 35.), その社会の成立後も依然として、人民は為政者選定権を持っているという点で自由である。また、法に従うということは、この社会の利益を享受し得るということであり、この利益は、人間にとり、自然状態において受ける利益よりも多大である (p. 22.)。

(17) *Dis.*, p. 105. 文脈からいって、この「諸権利」とは、為政者を選ぶ権利を含めた、政治社会を形成する権利である。

(18) *Dis.*, p. 22.

(19) *Dis.*, p. 391. 同趣旨 pp. 95, 98.

(20) *Dis.*, chap. 1, sec. 6. 題名。

(21) かつてロビンズは、シドニーの契約観念を、為政者によりなされる宣誓行為に限定し、彼の契約論は、統治の起源よりもむしろ人々の為政者選定権及び為政者が信託に反したとの判断権を強調したものであるとした。Robbins, C. ed.,, *Two English Republican Tracts*, Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1969., p. 46. だが、シドニーは、以下に見る如く、自然状態を設定し、ここから人々が同意あるいは契約によって政治社会を設立するという、統治の起源についての契約論を明確に展開しているのである。

(22) 以下、*Dis.*, chap. 1, sec. 7, 8, 9, 12, 14, 19, chap. 2., sec. 2, 4, 5, chap. 3, sec. 1.

(23) *Dis.*, pp. 57, 93.

(24) 以上、*Dis.*, p. 326.

(25) 例えば、*Dis.*, pp. 88-89.

(26) *Dis.*, p. 88において政治的権力civil powerと家政権力oeconomical powerの違いについて、また、*Dis.*, p. 95においては、「civility」及び「civil」な人々の間における'dominion'の権利の主張の不可能性についてそれぞれ言及がある。「civility」の訳語に関し

ては、こうした文脈を考慮し、また、Oxford English Dictionary第二版を参考とした。なお、「civil」という語については、前出註(10)、及び最終節註(16)も参照。

(27) *Dis.*, p. 97, および, chap. 2, sec. 31。なお、「デスポティズム」という用語については例えは、福田歓一、註(1)前掲論文、299—300頁参照。

(28) 彼は、個人の土地、財、自由及び生命に対する関心を、自明とし(*Dis.*, p. 464.)、自由とプロパティの保護は統治の目的(p. 444.)であるとする。但し、土地についての権利は、イングランド人民の歴史的特権とされるものの、公共善の見地から、特に議会制定法による流動化の余地が残されている（例えば, pp. 548, 563.）。この問題に関しては本稿第二章第二節も参照。なお、こうしたシドニーの議論を見るならば、権利概念を、生命及び財産の保持の権利に還元させる傾向の強い「共和主義的修正学派」の一面性が指摘されよう。

(29) 例えは、権利（人権）概念のうちに、主意主義的側面及び規範的側面の両者が存することについて、樋口陽一「『準拠国』の崩壊と立憲主義——近代=人権の困難性と可能性——」、『思想』、1993年8月号、特に、9頁、が触れている。

(30) 但し、ポコックによれば、17世紀イングランドにおいては、convenientという語は頻繁に用いられていた。Pocock, *M.M.* p. 362.だが、シドニーが、政治社会の構成論においてこの語を多用していることが、本稿にとっては重要性をもつ。

(31) *Dis.*, p. 524.

(32) *Dis.*, p. 49.

(33) *Dis.*, p. 196. その他、シドニーにおいては、popular or mixed government (*Dis.*, p. 196.), popular and regular government (pp. 263–264.)、とも言い換えられる。また、commonwealthという語は、基本的には、王政とは区別された意味での共和国を表しているが、「ゴシック・ポリティ」をも含めている例も散見される (chap. 2, sec. 22.). 本稿では、chap 2, sec. 10, sec 30のシドニーの用法に従って、共和国及び「ゴシック・ポリティ」を含めて、「ポピュラー・ガヴァメント」という語で統一することとする。但し原文引用箇所におけるこれらの語について

は、シドニーの表記に従うこととする。

(34) 以下、*Dis.*, chap. 2, sec. 16, 22.

(35) 詳しくは、本稿第二章第二節参照。

(36) *Dis.*, p. 195. 但し、彼の混合政体論については本稿最終節註(50)参照。

(37) *Dis.*, chap 2, sec. 21.題名。

(38) *Dis.*, p. 102.

(39) *Dis.*, chap 1, sec. 20, chap . 2, sec. 1, 3, 5, 6. chap. 3.

(40) *Dis.*, pp. 547–548.

(41) *Dis.*, pp. 108–109.

(42) *Dis.*, p. 330.

(43) 例えは、*Dis.*, pp. 327, 457.

(44) 例えは、*Dis.*, pp. 290–291.

(45) *Dis.*, pp. 107, 366, 377.

(46) ちなみに、こうした究極的な権力の所在と、統治形態乃至権力の行使との区別について、ダントレーヴは、この区別により近代国家理論においては主権を破壊する事無く権力を統制することが可能となったとしている。シドニーの議論はこの一例示であると言えよう。d' Entrèves, op. cit., pp. 114–123. (邦訳, 140—150頁)。

第二章第一節

(1) *Dis.*, p. 234.

(2) *Dis.*, chap. 2, sec. 11, sec. 24.

(3) *Dis.*, p. 219. 同趣旨, chap. 2, sec. 24, 特にpp. 235–248.

(4) *Dis.*, p. 140.

(5) 例えは、*Dis.*, chap. 2, sec. 17, 特にpp. 174–175. sec. 18, 特にp. 176. sec. 19, 特にp. 180, sec. 24, 特にpp. 229–235. なお「腐敗」と「徳」との対比についてはポコックの諸著書、特に、"Machiavelli, Harrington and 18th. Century", 及び*M. M.* を参照。

(6) *Dis.*, chap. 2, sec. 19, 特にpp. 184–185.

(7) *Dis.*, p. 180.

(8) *Dis.*, p. 189.

(9) *Dis.*, chap. 2, sec. 11, 19.

(10) *Dis.*, chap. 2, sec. 7, 題名。同趣旨*Dis.*, chap. 2, sec. 13, 24, chap. 3, sec. 13, 21, 38.

- (11) *Dis.*, chap. 3, sec. 17.
- (12) *Dis.*, pp. 373-4.
- (13) *Dis.*, chap. 3, sec. 43.
- (14) *Dis.*, p. 61.
- (15) なお、シドニーの、法の支配の意味について、また、王の大権問題については本稿最終節参照。
- (16) *Dis.*, chap. 2 sec. 24, 特にpp. 248-249.
- (17) *Dis.*, chap. 2, sec. 20.
- (18) *Dis.*, chap. 2, sec. 11, 14, 19, 20, 24, 27.
- (19) *Dis.*, chap. 2, sec. 3, 7.
- (20) *Dis.*, p. 266.
- (21) なお、シドニーのこうした「徳」概念の源泉について、Socitt, *English Republic*, pp. 14-30., Houston, op. cit., pp. 148-155.なお、両者の間では見解の相違が見られ、スコットは、これを、主として、新ストア主義或いはキリスト教的プラトニズムに、また、ヒューストンは、彼自身の経験と、キリスト教的及び古典古代的な教養つまり当時のジェントルマンの常識とに求める。
- (22) シドニーにおいては、後を見るように、「理性」と「気概」との順序は、時として後者が勝る傾向も示す。とはいっても、概して「理性」は「気概」を支配し、また、前者と「気概」とは調和している。
- (23) *Dis.*, p. 80.
- (24) *Dis.*, p. 224.
- (25) *Dis.*, pp. 252, 434.
- (26) *Dis.*, chap. 2, sec. 19, 特にp. 185.
- (27) *Dis.*, pp. 152-153.
- (28) 共和政ローマの例。*Dis.*, pp. 182-183.但し国家反逆罪は厳罰である。だが、これは外見上の厳しさで、その目的は国家に対する反逆を防止するためにあったとされる (p. 151.)。
- (29) *Dis.*, chap. 2, sec. 3.
- (30) *Dis.*, p. 224.また、chap. 2, sec 19, 28.
- (31) 無論、人々が「名誉」を求めて争う危険性に対する、警戒或いは非難は、この時代、少なからず見られるものである。たとえば、Hobbes, Thomas, *Leviathan*, Part II, Chap., 18, 12. And of Honour and Order. pp. 235-236., London, Penguin Classics, (reprinted) 1985.なお、シドニーも、聖書及びソクラテスの例を引き、「空虚な名誉」について言及している (*Dis.*, p. 67)。また、適切な「名誉の与え方」だけでは、為政者の権力乱用が防止されるのに十分ではないとし、ローマではこのため、主権は依然として人民の手にあった (pp. 152-153.), としている。だが、以下に見る如く、やはり「名誉」は、シドニーの議論全体において重要な位置を占めているのである。
- (32) *Dis.*, p. 253.同趣旨p. 274.
- (33) *Dis.*, p. 254。こうした国制の状態は、シドニーにおいては、絶対王政と結び付けられている。なお、「富」の問題については本稿次節以下参照。
- (34) *Dis.*, p. 151.
- (35) *Dis.*, p. 559.
- (36) ちなみに、ポコックは、議会選挙の頻繁な開催を、「ネオ・ハリントニアン」の政治プログラムの一つとして、即ち「カントリ」の「自由」と「独立」とを脅かす「腐敗」を防止し、「徳」を再活性化する手段として挙げている。M.M. pp. 407, 414.
- (37) *Dis.*, pp. 270-271.
- (38) 以上、*Dis.*, pp. 563-568.なお、シドニーは、議会が殆ど腐敗する可能性のない理由として、これが多くの人間の結合であるということによって、その一部が誤っても他の者は誠実さを保持し、これをチェックし得るということ (pp. 558-560.), 議員たちは自らが作った法に自らが拘束されるということ、さらに、彼らは会期中の短い間には自分たちの多様な情念や利益interestを、公衆に対立して、妥協させて結合することはできない、といった理由を挙げている。だが、彼は、現在の議会が、「コート」に操作され腐敗しているとする (pp. 571-572.)。
- (39) *Dis.*, pp. 467-468.裁判権については本稿最終節参照。
- (40) *Dis.*, pp. 296-297.
- (41) *Dis.*, p. 248.特に共和政ローマがモデルとされている。
- (42) なお、ここで付言するならば、ヒューストンは、シドニーの「徳」には、以下の三つの意味が含まれているとする。即ち、①放恣という「腐敗」に対する、自己コントール②「武勇」という、公共に奉仕

する人間の能力と資質③「誠実性integrity」という契約の遵守或いは公衆の信頼に応えること、である。彼は、主としてこの第三の側面に、「自由主義」における「権利」や「利益」、或いは「法」、「契約」の概念との接点を見出ださんとし、ポコックの言う共和主義的「徳」概念の範囲の狭さを指摘している。Houston. op. cit., chap. 4.

(43) 例えはDis., p. 180, pp. 248-249.

第二章第二節

(1) 「ゴシック・ポリティ」或いは「北方諸（王）国」とは、古典古代末期以降、北方より侵入したゲルマン諸民族の統治体を指す。Dis., p. 477.では、ドイツ、スペイン、フランス、スウェーデン、デンマーク、ポーランド、ハンガリー、ボヘミア、スコットランド、イングランドが挙げられている。なお、この語についてはポコックの諸著書、特に、M.M., p. 416.も参照。

(2) Dis., pp. 363-364.なお、これは、ハリントンとは異なる評価である。ハリントンの議論については、Pocock, ed., *Harrington, The Commonwealth of Oceana*, Cambridge Texts in the History of Political Thought, Cambridge, Cambridge Univ. Press, 1992., p. 8.参照。ポコックは、この評価の違いが、ハリントンと、「ネオ・ハリントニアン」との決定的な転換点であるとする。例えは、Pocock, M.M. pp. 414-415.参照。但し、このポコックの議論についての筆者の見解については、本節註(15)参照。

(3) Dis., pp. 101-108.同趣旨chap. 2, sec. 30, chap. 3, sec. 27.

(4) Dis., p. 477.

(5) Dis., p. 487.

(6) Dis., p. 376.

(7) たとえば、Dis., p. 216., pp. 574-576.

(8) Dis., chap. 3, sec. 28.議会起源論争全般については、Pocock, *The Ancient Constitution and The Feudal Law*, Cambridge, Cambridge. Univ. Press., 1987.また、M.M. p. 417.においてもフィルマーの著書の公刊による庶民院起源論争について触れられている。

- (9) 以上, Dis., pp. 483-485.
- (10) 以上、Dis., p. 486.
- (11) Dis., pp. 486-487.
- (12) 以上、Dis., pp. 489-490.
- (13) Dis., p. 490.
- (14) たとえば、Dis., pp. 526-527.
- (15) シドニーのこの議論は、ポコックの言葉で言うならば、「ゴシック・ポリティ」を、否定的に「近代の知恵」ととらえ、かつ、世襲貴族は消滅したと認識していたハリントンと、「ゴシック・ポリティ」及び世襲貴族の復権を唱えた「ネオ・ハリントニアン」との間隙に生じたものと言えよう。なお、これと同様の指摘は、Houston, op. cit., pp. 189-191., Soctt, *English Republic* pp. 39-42.
- (16) Dis., p. 472, シドニーは、ここで、イングランドの統治は、共和政ローマと形態においては異なっているが、その原理においては、これと同一である、としている。
- (17) Dis., chap. 2, sec. 12.
- (18) Dis., pp. 134-144.
- (19) Dis., pp. 204-205., 同趣旨pp. 158-159.
- (20) 例えは、国際関係のアナキー状態の認識について(Dis., pp. 209-210), また、「インディアン」に対する征服者の「ティラニー」について(pp. 51-52)。
- (21) Dis., pp. 205-206.
- (22) このことについてのフィルマーの指摘は、本稿第一章第一節参照。
- (23) Dis., p. 211.
- (24) Dis., p. 213.
- (25) Dis., p. 260.
- (26) Dis., p. 210.
- (27) Dis., 370.
- (28) Dis., p. 375.スパルタの例。
- (29) Dis., p. 370.
- (30) シドニーは、共和政ローマの瓦解の主たる原因を、一部の軍隊指導者及び兵士たちの墮落、つまり、彼らによる法の無視及び属州の掠奪から生じた奢侈に求めている。Dis., chap. 2, sec. 14.
- (31) Dis., pp. 519-520.

- (32) *Dis.*, pp. 51-52.
- (33) *Dis.*, p. 516. なお、ロックも同様の批判を行っている。Laslett ed, op. cit., First Treatise, chap. VII, 78., pp. 199-200.
- (34) *Dis.*, p. 306.
- (35) *Dis.*, p. 304., 同趣旨pp. 327, 365.
- (36) 本稿第一章第一節参照。
- (37) 以上*Dis.*, pp. 494-495.
- (38) *Dis.*, p. 513.
- (39) なお、ロビンズによれば、イングランド共和主義者たちにおいては、植民地獲得の主張は共通したものであった。Robbins, *Two Tract*, pp. 42-43. また、念のため付け加えておくならば、周知の如く、国際法において、正当な領域権原としての「征服」による他領域の獲得が否認され始めたのは、漸く第一次大戦以降である。例えば、山本草二『国際法(新版)』, 有斐閣, 1994年, 295-297頁。
- (40) 例えば、ヒュームは、共和政ローマの崩壊が奢侈によるものではなく、統治の欠陥と、無制限に拡大した征服とから生じたものとしている。Hume, David, *Political Discourses*, Edinburgh, 1752, p. 33. (邦訳、田中敏弘訳、『ヒューム政治経済論集』、御茶の水書房、1983年、26頁。) なお、シドニーの、共和政ローマ崩壊の原因についての議論は、前出註(30), 及び次節参照。
- (41) Filmer, *Pat.*, p. 29.
- 第二章第三節
- (1) シドニーは、「変化change」という言葉で、以下の叙述で見るとおり、「変革」、「変改」、歴史の「変遷」過程を意味させている。このため、以下の叙述では、文脈により中神が訳し分けた。なお、ポコックによれば、イングランドにおいて、17世紀後半以降、「歴史的自己認識」が鋭敏となり、「変化」、即ち歴史の進展過程、「社会的・物質的変遷過程」に抗して、政治社会の自由及び安定性の堡壘としての「混合政体」(及びこれに伴う「ゴシック・ポリティ」の再評価), 「武器」, 「プロパティ」, 或いは「徳」, 「独立」という語が「ネオ・ハリントニアン」により多用された。かくして、「変化」は、彼らにとっては、総じてこれらの規範からの逸脱、「腐敗」とみなされた、とされる。Pocock, M.M.特にchap. XII, 特にpp. 401-402., 420. 参照。但し、ポコックのこの所説とシドニーの議論との関係についての筆者の見解は註(15)参照。
- (2) 以上*Dis.*, pp. 170-171.
- (3) *Dis.*, p. 173.
- (4) *Dis.*, pp. 149-150.
- (5) Scott, *English Republic*, pp. 30-35., Houston, op. cit., pp. 217-219.
- (6) *Dis.*, p. 174.
- (7) *Dis.*, p. 171.
- (8) *Dis.*, pp. 154, 471.
- (9) *Dis.*, p. 154. ルカンの言葉の引用。また、古代ローマ、ギリシャにおける循環史観の優越について、例えば、Pocock, M.M., p. 31.
- (10) *Dis.*, p. 505.
- (11) *Dis.*, p. 574.
- (12) *Dis.*, p. 216.
- (13) *Dis.*, p. 472.
- (14) ポコックによれば、「変化」を「堕落」と見なす歴史観が当時のイングランドにおいて、依然として一般的であったが、この時期、「変化」を単なる「無秩序」としてではなく、人間にとって理解可能な「社会的・物質的変遷過程」ととらえる歴史観が発達してきた、とされる。Pocock, M.M. p. 402.
- (15) 従って、ポコックは「ネオ・ハリントニアン」たちが、すべての「変化」を「腐敗」とみなしたとするが、少なくともシドニーはこの点において「ネオ・ハリントニアン」の類型に当てはまらないことになる。
- (16) *Dis.*, p. 298. なお、*civiliz'd*という語については、佐々木武「『コットランド学派』における『文明社会論』の構成(1)」『国家学会雑誌』第85巻第7・8号1972年11月所収、特に45-48頁が参考となる。シドニーのこの言葉の用法は、佐々木武の言う、スコットランド学派における地球上の「未開」地域と歴史上の「未開」とを重ねあわせた歴史意識を、萌芽的に表現したものと見ることができよう。
- (17) *Dis.*, p. 458.
- (18) *polite*という言葉については、佐々木武前掲論文、

同箇所に挙げられている, polished, cultivatedに近い意味で使用されている, とみてよからう。

(19) 以上, *Dis.*, p. 459.

(20) *Dis.*, p. 357.

(21) *Dis.*, p. 358.

(22) Scott, *Restoration Crisis*, p. 229.

(23) 基本的に, 彼は, 「清貧」を称揚しつつ(本稿本章第一節)も, 戦争遂行に必要な富或いはその結果としてのそれを肯定している(前節)。

(24) 例えばフランスについて, *Dis.*, p. 216.この場合, 絶対王政は「野蛮」であるという認識と結びついている。

(25) シドニーによれば前述の如く, 立法者の権威は, 人民の同意により初めて成立する(本稿第一章第二節)。また後述の如く, 新国制の樹立の手段たる「騒乱」も人民の一般的同意に基づく。

(26) *Dis.*, p. 460.

(27) *Dis.*, pp. 358, 460.

(28) なお, ヒューストンもこのことを指摘している。Houston, op. cit., p. 145.これと関連して, 以下の言明を参照。例えば, 使徒の「神の僕に服従せよ」という言葉の眞の意味は, 「我々の善に仕える神の僕に服従せよ」ということである(*Dis.*, p. 380.)。また, プラトンの議論における君主は, 「人民の利益」のために神により送られてきた者である(p. 85.)とされる。

(29) *Dis.*, p. 462.

(30) *Dis.*, p. 527.

(31) *Dis.*, chap. 3, sec 36.

(32) *Dis.*, chap. 2, sec 26.

(33) *Dis.*, chap. 2, sec 24.

(34) *Dis.*, p. 262.

(35) *Dis.*, p. 249.

(36) *Dis.*, p. 259.

(37) *Dis.*, p. 219-220.

(38) 例えば, *Dis.*, chap. 1, sec. 3.特にp. 13.

(39) *Dis.*, p. 547.なお, 彼は, タイラントについて, 全ての人にとって彼は「公敵」であり, 故に, 全ての人が彼を殺害可能であるとしている(p. 221.)。

(40) 例えば, *Dis.*, p. 297.

(41) *Dis.*, chap 3, sec 45, 46.特にp 569-570.なお,ここでシドニーは, 古来の法を包括しているマグナ・カルタは, 後続のすべての判定法とともに, 人々の意志に従ってつくられた, としている。このように, シドニーの議論においては, 古来の慣習法も, 長年の人民の意志の集大成であるとされ, 最終的に法の正当(統)性を決定するのは, 人民の意志の表明機関である議会とされる。

(42) 但し, 彼の議論の目的がフィルマーの反駁であったためか, この国制構想, とりわけ, その諸制度の具体的な配置については不明確な点が多い。だが, 彼の議論の諸断片を拾い集めて総合してみるならば, おおよそ以下のようにになろう。

(43) 王の位置について。大権は基本的に剝奪される(例えば, *Dis.*, pp. 442-443.)なお, ヒューストンによれば, この議論は, 当時の他のホイッグに比べても, 何ら伝統的基礎はない単純でラディカルな議論であった。Houston, op. cit., pp. 194-195.そして, たとえこれが存在するとしても, その範囲は, 人民或いはその代表者が決定する(*Dis.*, p. 440.)。またこの大権を構成する恩赦権は人民により委託されたもの(pp. 555-556.)である。そして, 祖先の致命的な誤りは, 王に, 過度に立法権に参与させたことである(p. 477.)。裁判の執行はある程度委託される。王は, カウンシルの長として, カウンシルの推薦した人物を裁判官として任命する。但し, これは, 王が選定できず, むしろこれに對しては王に優越した権力が与えられる(pp. 404-405.)。王は, 個人的に裁判において助言することを許されるが, これは欺瞞を阻止し, 法の正しい執行に配慮し, かつ裁判官の行状を点検するためである(p. 468.)。そして王は裁判の対象となる(p. 467.)。さらに, 王は, このカウンシルを通じて, 議会に對して助言しこれをチェックすることが可能である(pp. 574-575.)。また, 王は人民の代表者として外交を委任されている(註(48))。

(44) *Dis.*, chap 3, sec. 31.

(45) 例えば, 前出註(41)。シドニーによれば, 立法権はarbitraryなものである故, 法を制定する人々と, 適用される人々が同一でなくてはならない。従って,

立法権は、人民の意志を体現する議会に帰属する。

(46) *Dis.*, chap. 3, sec. 42.

(47) *Dis.*, chap. 3, sec. 22. 通常は陪審裁判が原則である。裁判官は、カウンシルの推薦した者を王が任命する。彼らは、陪審に助言したり、法の難解な部分を説明する。裁判官は王の意志からは自由であり、人民に仕え、法及び正義を守る者としての矜持を持つことが要求される。だが重大な案件については、議会が判断し決定する。

(48) 王は人民の代表として外交官派遣権、同盟締結権を委託されている (*Dis.*, p. 496.) が、王が他国と同盟しても議会による確定がなければ無効となる。条約についても同様である。 (pp. 553-554.)

(49) 例えば、本稿前節参照。

(50) このことについて、同様の指摘は、Scott, *Restoration Crisis*, p. 229., Houston, op. cit., p. 195. 参照。なお、貴族院について。庶民院とともに、近隣の人々により最良とみなされている人々から構成されている貴族院は、世襲による王位継承者よりも腐敗が少ないという言明がある (*Dis.*, p. 532.) が、これ以上の言及は見当らない。さらに、シドニーの混合政体論についてであるが、これまでの叙述から判明するとおり、彼の議論においては、あくまでも人民が初源的に主権的権力を保持しており、然るのち人民の代表議会にこれが委託され、王或いは為政者の行政権力 (=王政部分) を制限してきた、ということに重点がおかれている。例えば、彼が、世界のうちの最良の統治として、混合政体を論じている箇所においてさえもこのことは明確に表れている (chap. 2, sec. 16.). そして、このことを前提としたうえで、彼は、議会に対する一定のチェック機能を、カウンシルにおける王に期待しているのである。また、貴族政部分の優勢を称揚する議論 (*Dis.*, p. 191.) も、前節で見た彼の「貴族」論の性格を考慮するならばからいっても、「コモンズ」から構成される有「徳」な議会 (=「庶民院」) の部分の優勢と解釈するのが妥当であると思われる。

クとの比較検討については他日、稿を改めて論じることにしたい。

結語

(1) なお、同じく、フィルマーに反駁して、シドニーとは異なった形で政治共同体の救出を試みたロッ